
「一人ひとりの人権と、多様な価値観を尊重し合い、地域で共生できるまち「ふくつ」」

第２期 福津市人権教育・啓発基本計画



(平成２９年度 津屋崎小学校 人権の花ひまわり)

① とつずつの小さな花が
② るく寄り添い手をつなぎ
③ になるように集まって
④ っぱな花に育ちます

平成３０年３月

福津市

はじめに



21世紀は「人権の世紀」と言われています。

人権とは、一人ひとりが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための基本的権利であり、1947年（昭和22年）の日本国憲法の施行により保障されました。

国際連合は、1948年（昭和23年）に「世界人権宣言」を採択し、人権の尊重こそが平和の基盤であることを世界に訴えました。これは、世界の人々にとって希望と励みの源となり、人権を守る動きが大きく前進することとなりました。

国際的には、1995年（平成7年）には「人権教育のための国連10年」の決議、2005年（平成17年）には「人権教育のための世界計画」が開始され、本格的な人権教育・啓発が取り組まれることとなりました。

わが国では、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行、2002年（平成14年）には、人権教育・啓発の推進のために「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

本市においては、2007年（平成19年）3月に人権教育・啓発の基本指針となる「福津市人権教育・啓発基本計画」を策定し、市民一人ひとりの人権が尊重される福津市の実現を目指した教育・啓発活動の施策を推進してきました。

しかしながら、いまだに同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等のさまざまな人権問題に加え、近年はインターネットの匿名性を悪用した差別や人権侵害が発生しています。また、社会状況等の変化に伴い、性的マイノリティなどの新たな人権課題も明るみになっています。

こうした中において、「福津市人権教育・啓発基本計画」の実施期間が満了することと、さらなる効果的な施策の推進を図るため、2018年（平成30年）3月に「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

今後とも、「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民、企業、関係団体の皆様方とともに、基本理念である「一人ひとりの人権と、多様な価値観を尊重し合い、地域で共生できるまち「ふくつ」」が実現できるよう取り組んでいきますので、引き続き市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

福津市長 原崎 智仁

第2期 福津市人権教育・啓発基本計画 目次

第1章 基本計画の策定について

1	基本計画策定の趣旨	4
2	基本計画の基本理念	5
3	基本計画の性格	5
4	基本計画の位置付け	6
5	福津市人権教育・啓発基本計画施策体系	7

第2章 基本計画策定の背景について

1	制度の変遷	8
2	国際的な動向	10
3	国・県の取り組み	11
4	市の取り組み	12

第3章 基本計画の推進体制について

1	基本計画の推進体制	13
2	基本計画の実施期間	13
3	基本計画の見直し	13

第4章 人権教育・啓発の推進について

1	あらゆる場での人権教育・啓発の推進	15
2	特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進	17

第5章 分野別施策の推進について

1	同和問題	20
2	女性の人権問題	25
3	子どもの人権問題	29
4	高齢者の人権問題	33
5	障がい者の人権問題	37
6	外国人の人権問題	42
7	H I V感染者／エイズ患者の人権問題	44
8	その他の人権問題	46

【参考資料】

1	世界人権宣言（全文）	53
2	日本国憲法（抜粋）	58
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（全文）	63
4	福津市人権擁護に関する条例（全文）	65
5	福津市人権教育・啓発基本計画策定推進会議設置要綱（全文）	67
6	キーワードの解説	69

第1章 基本計画の策定について

1 基本計画策定の趣旨

「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」（以下、「基本計画」という。）は、2000年（平成12年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権法）第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、合併前の福間町では「人権教育のための国連10年福間町行動計画」、津屋崎町では「人権教育のための国連10年津屋崎町行動計画」を策定しました。合併後の福津市では、2007年（平成19年）3月に「福津市人権教育・啓発基本計画」を策定し、すべての人々が人権問題を正しく理解し認識できるように、さまざまな人権教育・啓発に関する施策の推進を図るため、関連事業を積極的に実施してきました。

これらの事業展開によって、市民の人権問題への関心や人権意識の高揚については、一定の成果をもたらしてきました。しかしながら、全国的には依然として社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめとした、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する差別や偏見等による人権侵害が後を絶ちません。

近年の人権問題に関する特徴としては、高度情報化社会を背景としたインターネットの匿名性を悪用し、電子掲示板やホームページに悪質な書き込みが多発しています。また、子どもの社会においても、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及により、いじめを引き起こす温床となるなど、深刻な問題となっています。加えて、ヘイトスピーチや性的マイノリティ（性的少数者）などの新たな課題も発生するなど、人権問題はますます多様化・複雑化しています。

このような状況のもと、現計画である「福津市人権教育・啓発基本計画」を継承し、人権教育及び啓発の施策に関するこれまでの成果や課題を十分認識し、今後の施策に生かしていくために、この基本計画を策定しました。また、この基本計画に基づき、年度ごとに実施状況を点検・評価することにより、その結果を今後の施策に反映させる等、実効ある施策の推進を図ります。

2 基本計画の基本理念

人権とは、性別、人種、民族、年齢、国籍等に関わりなく、すべての人々が生まれながらにして持っている基本的・普遍的な権利であり、人間が人間として幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。日本国憲法においては、侵すことのできない永久の権利として基本的人権があり、具体的には自由権（身体的自由、精神の自由、経済活動の自由）、平等権、社会権（生存権、教育を受ける権利、労働者の権利）、参政権、請求権の5つの権利が保障されています。

個々の人権の行使にあたっては、その権利の行使に伴う責任を自覚するとともに、自分自身の権利のみならず他者の権利についても深く理解し、人権を相互に尊重し合うことが大切です。また、根拠のない偏見に無意識に固執することで、他者の存在を排除しようとして、他者の多様な価値観を認めることにより、価値観を相互に共有し合うこともまた大切です。

人権問題とは、自分自身にとって決して無関係な問題ではなく、人権を侵害された他者の心の痛みというものを、自分自身の痛みとして共有しようとする意志を持つことにより、初めて自分自身にとっての身近な問題として捉えることができるのです。そして、人権問題は自分自身の周辺で常に起こっている課題として認識し、問題の解決のために何ができるかを考え、身近なことから実践していくことが大切です。

また、子ども、高齢者、障がい者などの各分野ごとに縦割りで考えるのではなく、誰もが住みやすい「地域共生社会」を目指した横断的な取り組みが求められています。

これらを踏まえて「一人ひとりの人権と、多様な価値観を尊重し合い、地域で共生できるまち「ふくつ」」を基本計画の基本理念とします。

3 基本計画の性格

（１）国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「福岡県人権教育・啓発基本指針」並びに「福津市人権擁護に関する条例」を踏まえ、「福津市総合計画」を中核とした計画体系の一環をなす、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであること。

（２）合併後に策定した「福津市人権教育・啓発基本計画」を継承した、今後の市における人権教育・啓発のあり方を示すものであること。

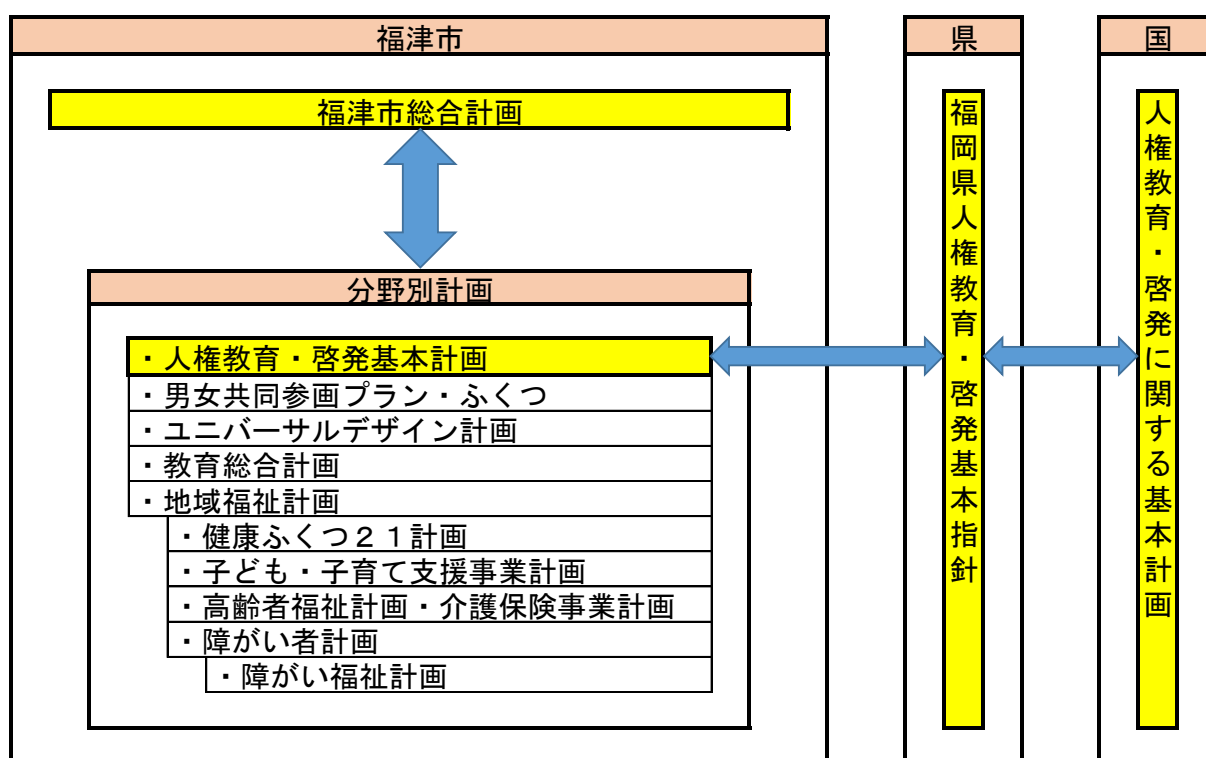
(3) 人権が尊重される社会づくりの担い手は市民であり、市における人権教育・啓発の基本的な計画を示し、家庭、学校、地域、職場、その他のさまざまな場において、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、共働して実効ある人権教育・啓発を推進するものであること。

(4) 基本計画の策定及び推進にあたっては、庁内の主要関連部局で組織する「福津市人権教育・啓発基本計画策定推進会議」及び「福津市人権施策関係担当者連絡会議」との連携を図りながら、全庁的に取り組むものであること。

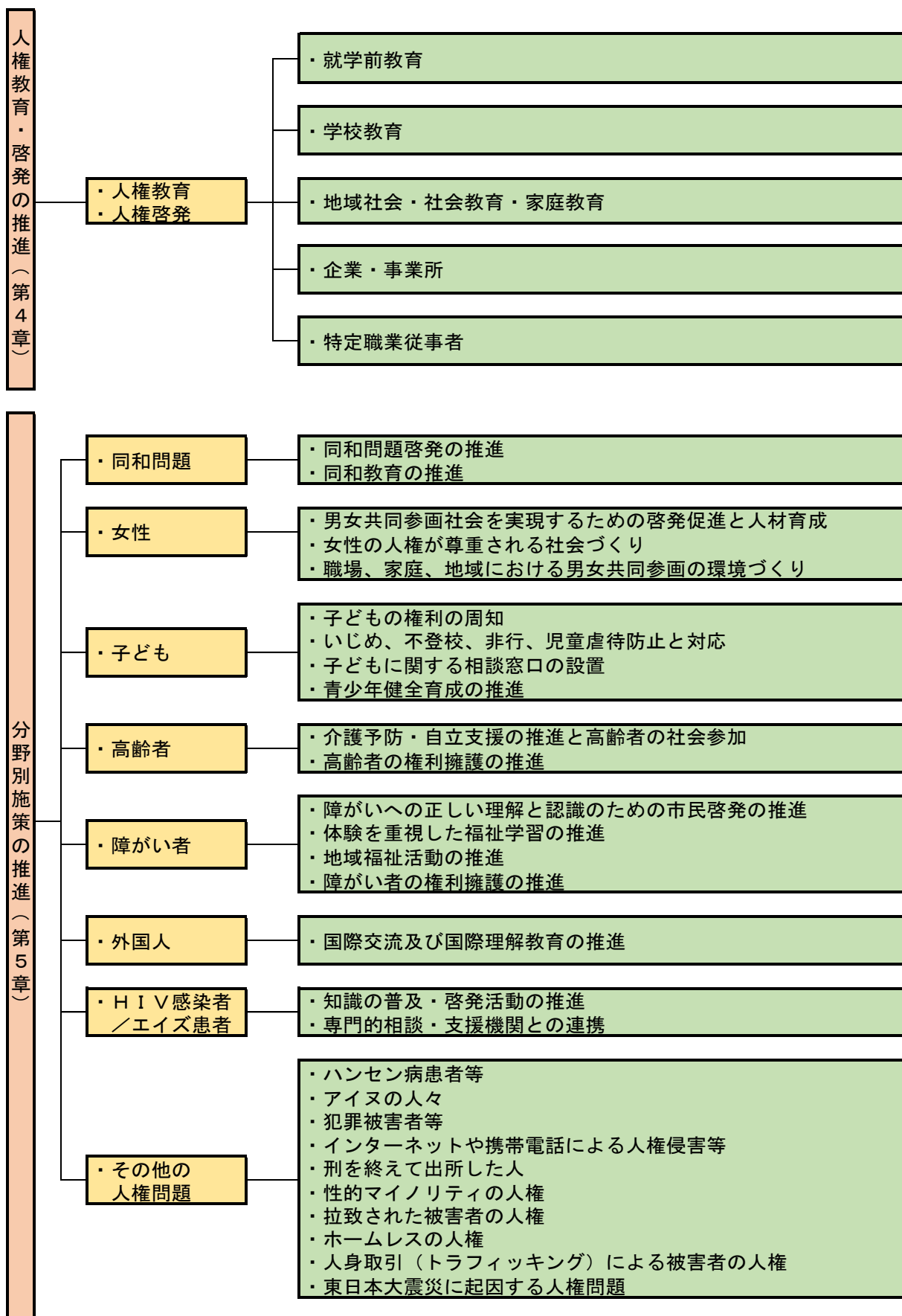
4 基本計画の位置付け

この基本計画は、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」並びに県が策定した「福岡県人権教育・啓発基本指針」との整合性を保ちつつ、市の中核となる「福津市総合計画」や各分野別計画との調整を図りながら策定を行いました。

また、市が取り組むべき人権教育・啓発に関する施策の基本的な方向性を定めた計画であり、同時に関係機関・各種団体などが自主的かつ積極的に活動を行うための指針となるものです。



5 福津市人権教育・啓発基本計画施策体系



第2章 基本計画策定の背景について

1 制度の変遷

西暦 元号	国際的な動向	西暦 元号	国の動向
1945年 昭和20年	国際連合結成		
		1946年 昭和21年	日本国憲法の公布
1948年 昭和23年	「世界人権宣言」の採択		
		1955年 昭和30年	「婦人の参政権に関する条約」の締結
		1958年 昭和33年	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」の締結
1959年 昭和34年	「国際難民年」		
1968年 昭和43年	「国際人権年」		
1971年 昭和46年	「人種差別と闘う国際年」		
1975年 昭和50年	「国際婦人年」		
		1979年 昭和54年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の締結
1979年 昭和54年	「国際児童年」	1979年 昭和54年	「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の締結
1981年 昭和56年	「国際障害者年」	1981年 昭和56年	「難民の地位に関する条約」の締結
		1985年 昭和60年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の締結
1993年 平成5年	「世界の先住民の国際年」		
		1994年 平成6年	「児童の権利に関する条約」の締結
1995年 平成7年	「人権教育のための国連10年」の開始（平成7年～16年）	1995年 平成7年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の締結
		1997年 平成9年	「人権教育のための国連10年」に関する「国内行動計画」の策定
1999年 平成11年	「国際高齢者年」	1999年 平成11年	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」の締結
		2000年 平成12年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行
		2002年 平成14年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に関する基本計画の策定
2005年 平成17年	「人権教育のための世界計画」の開始（平成17年～31年）		
		2009年 平成21年	「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約」の締結
		2013年 平成25年	「障害者の権利に関する条約」の締結
		2014年 平成26年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行
		2015年 平成27年	「生活困窮者自立支援法」の施行
		2016年 平成28年	「障害を利用とする差別の解消の推進に関する法律」の施行
		2016年 平成28年	「本法外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」の施行
		2016年 平成28年	「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行

西暦 元号	県の動向	西暦 元号	福岡町・津屋崎町・福津市の動向
		1996年 平成8年	「福岡町人権擁護に関する条例」の施行
1997年 平成9年	「福岡県人権教育のための国連10年推進本部」の設置		
1998年 平成10年	「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」の策定		
		2000年 平成12年	「福岡町人権教育のための国連10年推進本部」の設置
		2001年 平成13年	「人権教育のための国連10年福岡町行動計画」の策定
2003年 平成15年	「福岡県人権教育・啓発基本指針」の策定		
		2005年 平成17年	「福津市人権擁護に関する条例」の施行
		2007年 平成19年	「福津市人権教育・啓発基本計画」の策定
		2018年 平成30年	「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」の策定

2 国際的な動向

20世紀において2度にわたる世界大戦は、かつてない規模で生活基盤を破壊し、多くの尊い人命を奪いました。戦争がいかに人権を侵害するものか、また、平和がいかにかけがえのないものかを学び、その反省と平和を願う世界各国の取り組みにより、1945年（昭和20年）6月26日に国際連合（以下、「国連」という。）が結成されました。

さらに、1948年（昭和23年）12月10日、第3回国際連合において、すべての人間の尊厳を保障するための基準である「世界人権宣言」が採択され、全世界に表明されました。世界人権宣言の前文の中では「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である。」と、また第1条では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。」と規定されています。

その後、この宣言を契機として、国連は各種の人権に関連する国際条約の採択等、様々な人権を擁護し促進する活動を行うことにより、国際社会全体で人権に取り組もうとする機運が高まり、次のような条約や規約が採択されました。

1965年（昭和40年）「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、1966年（昭和41年）「国際人権規約」として「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約／A規約）及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約／B規約）、1979年（昭和54）年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、1989年（平成元年）「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）、2006（平成18）年「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）等、数多くの人権に関する条約・規約の採択や、1968年（昭和43年）の「国際人権年」をはじめとしたさまざまな国際年によって、人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みがなされてきました。

しかしながら、世界の各地で人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、テロ、迫害、難民、飢餓、貧困等により多くの尊い命が奪われ、人権が侵害される状況が続いていることから、1993（平成5）年にウィーンにおいて世界人権会議が開催され「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。翌1994年（平成6年）12月の第49回国連総会において、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、具体的なプログラムとしての行動計画を示しました。

行動計画の最終年を迎えた2004（平成16年）12月には、国連総会において世界各国で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005（平成17年）「人権教育のため

世界プログラム」を開始する決議が採択されました。

世界人権宣言第26条第2項にある「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。」との理念を再確認するとともに、各国にその具体的なプログラムとしての「人権教育のための10年行動計画」の策定を促し、人権教育・啓発に積極的に取り組むよう要請してきました。

3 国・県の取り組み

国においては、1947年（昭和22年）5月3日に施行された「日本国憲法」第11条で、侵すことのできない永久の権利として、すべての国民に対して基本的人権の享有を保障しました。この憲法のもとで、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

1995年（平成7年）には国連総会において「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年（平成9年）には具体的なプログラムとして「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。

この計画の中で「この行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりある人権国家の実現を期する。」と国の基本姿勢を示しました。人権教育とは、人権についての理解と人権意識の向上が重要であり、国際社会が協力して進めるべき基本課題としています。

また、1999年（平成11年）に人権擁護推進会議は「人権教育・啓発の基本的なあり方」の答申を法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務長官（現総務大臣）に対して行った結果、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律の第4条には「国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されていたため、2002年（平成14年）3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。2011年（平成23年）4月には、この計画の一部変更により「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が追加されました。

学校における人権教育の指導については、2003年（平成15年）に文部科学省が「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく調査研究組織として「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置しました。2004年（平成16年）6月に「人権教育の指導方法等の在り方について」と題して「第一次とりまとめ」を、2006年（平成18年）1月に「第二次

とりまとめ」を、そして2008年（平成20年）3月に「第三次とりまとめ」を発表し、学校における人権教育を一層充実させるため、積極的に取り組んできました。

また、2016年（平成28年）4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）といった、人権に関連する3本もの法律が施行されました。

県においては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び、1998年（平成10年）の「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」の趣旨を踏まえ、2003年（平成15年）6月に「福岡県人権教育・啓発基本指針」が策定され、指針に基づく実施計画を毎年作成することにより、さまざまな施策が実施されています。

4 市の取り組み

市においては、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、基本的人権が尊重される社会を実現するため、合併後の2005年（平成17年）1月24日に「福津市人権擁護に関する条例」を制定するとともに、2007年（平成19年）3月に「福津市人権教育・啓発基本計画」を策定し、同和問題をはじめとした、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対するあらゆる差別をなくすための、さまざまな施策に取り組んできました。

第3章 基本計画の推進体制について

1 基本計画の推進体制

① 全庁体制による推進と検証

この基本計画は、市の今後の人権教育・啓発についての課題と活動の方向性を示すために策定されたものであり、庁内の主要関連部局で組織する「福津市人権教育・啓発基本計画策定推進会議」及び「福津市人権施策関係担当者連絡会議」との連携・協力を図りながら分野別施策の方針に基づき、全庁的に人権課題に取り組みます。

また、「福津市人権教育・啓発基本計画策定推進会議」にて、年度ごとに事業の進捗状況における実績と効果について定期的に検証を行います。その結果については、庁議にて報告・共有することにより、市の関連する行政施策に反映させる等、実効ある計画の推進を図ります。

② 関係行政機関や行政関係団体との連携

国・県等の関係機関とは、人権教育・啓発の効果的な推進を図るため、緊密な連携と協力のもとに取り組みます。また、日頃より市民の人権に関して深く携わっている人権擁護委員会、保護司会、更生保護女性会、民生委員・児童委員協議会と情報の共有を図るとともに、人権啓発活動や相談事業などに積極的に取り組みます。

③ 民間団体、企業との連携

基本計画に基づく人権教育及び人権啓発を推進するに当たっては、民間団体や企業等での自主的な研修会等の開催を促すことが必要であり、研修会への講師派遣・研修教材や情報の提供等を行い、積極的な取り組みができるよう支援します。

2 基本計画の実施期間

この計画の実施期間は、2027年（平成39年）までの10年間とします。

3 基本計画の見直し

基本計画の第4章及び第5章には、施策の基本方針を実現するための具体的な施策・事業名、事業の概要、担当課を記載していますが、基本計画策定時点における施策・事業の

実施状況となっています。今後、社会情勢の変化や事業の進捗状況に伴い、基本計画の実施期間中であっても、必要に応じて基本計画の内容や事業の見直し等が発生する場合があります。

第4章 人権教育・啓発の推進について

1 あらゆる場での人権教育・啓発の推進

人権教育とは、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育・家庭教育・社会教育において行われる教育活動であり、人権啓発とは、広く市民の間に人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修や情報提供及び広報活動です。

人が人として人間らしく生活していくためには、基本的人権が保障された社会が不可欠であり、そのためには法律や制度による人権の保障が必要です。しかし、法律や制度による人権の保障には限界があります。お互いの人権が尊重される社会を築くためには、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる日常の生活の中で、市民一人ひとりが人権尊重の精神をはぐくみ、人権が尊重された社会の実現を目指すことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが人権感覚を培うことにより、差別をなくすための行動や実践に繋がり、お互いの人権を尊重し合える社会を確立できるよう、人権教育や人権啓発を推進していかなければなりません。

（１）就学前教育

乳幼児期においては、心身の成長・発達が著しく、人間としての基礎が培われ、心豊かに伸びてゆく大変重要な時期であり、周囲の環境から受ける影響が大きいことから、就学前教育機関等の役割が重要になっています。

幼稚園、保育所（地域型保育を含む。）、認定こども園における人権教育の推進にあたっては、子どもたちに人権感覚の芽生えを促し、発達段階に応じた心豊かな人格形成に配慮した教育・保育に努めるとともに、地域全体の力で心身とも健康で思いやりの心をはぐくむよう、積極的に家庭、地域、小学校等の関係機関との連携を図ることが必要です。

また、人権を基盤に置いた保育を行うためには、幼稚園教職員、保育所職員、認定こども園職員など、保護者を含めた幼児教育・保育を取り巻く全ての関係者が、さまざまな人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自らの人権感覚を高めることが必要です。

（２）学校教育

学校教育においては、あらゆる分野で人権尊重の方針を取り組み、すべての子どもの持つ可能性を伸ばし得るように教育内容を充実するとともに、学力の向上を中核とした学習

権と進路保障を積極的に展開するように努めます。また、すべての子どもたちが真に人権の尊さを認識し、あらゆる差別を許さない社会の形成者となるよう、その育成に努めます。

人権教育の推進にあたっては教職員の果たす役割は大きく、校長をはじめ教職員一人ひとりが児童・生徒の実態を踏まえ、各学校における教育課題を明確にし、その課題解決にあたる必要があります。

（３）地域社会・社会教育・家庭教育

地域社会においては、市の市政運営のパートナーとして、共働のまちづくりを担う市内の８つの地域の郷づくり推進協議会をはじめ、各郷づくり推進協議会の基軸となる自治会があります。地域における人権啓発の機会としては、郷づくり推進協議会の拠点をはじめ、自治会掲示板での掲示や自治会回覧等の活用が考えられます。

社会教育及び家庭教育においては、基本的人権の尊重を基調とする学習を取り入れ、すべての市民が自らの課題として、あらゆる差別の解消に向け、各種の人権教育・啓発活動を積極的に推進するよう支援します。

市においては、独自の学習システムである「郷育カレッジ」を実施しており、人権に関する講座を開設することにより、人権意識の高揚に努めています。

中央公民館では、自治公民館長・自治公民館主事研修会に人権講演会を取り入れることにより、館長・主事の人権教育・啓発に努めています。図書館では、人権問題に関する刊行物の充実に努め、毎年９月の男女共同参画推進月間には、当該特集コーナーを設けるなど、利用者の人権意識の高揚に寄与しています。

今後、さまざまな社会教育活動を通じて、市民一人ひとりが人権問題に関する理解を深めるための学習活動を積極的に推進することにより、あらゆる差別を許さないという人権意識の醸成と向上に繋がるように努める必要があります。

（４）企業・事業所

企業や事業所における人権教育・啓発については、企業や事業所としての活動を通して、地域や市民との関わりを深めるとともに、職場内における人間関係や国内外における人権問題についての理解・認識を深めていかなければなりません。

男女共同参画社会の実現、少子・高齢化社会への対応、外国人の雇用、世界における人権問題の理解及び認識等、今後とも企業や事業所における人権教育・啓発の取り組みが重要なものとなっています。

また、企業や事業所には、すべての人々の機会均等を保障した公正な採用選考が実施され、採用後の配置、昇進、賃金等の公平な労働環境が保障され、ワーク・ライフ・バランスのとれた働きやすい職場を実現することが求められています。

近年では、これらの課題に加えて様々なハラスメントが問題となっています。セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の他に、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）や、パワー・ハラスメント（パワハラ）や、モラル・ハラスメント（モラハラ）といわれる行為を受けることにより、職場に居づらくなったり、場合によっては退職せざるを得ないという不利益な状況に追い込まれることを言います。

県においては、1993年（平成5年）に「同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業」を創設し、職場研修の充実に努めるほか、同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識のもとに公正な採用選考が行なわれるよう、一定規模以上の事業所に公正採用選考人権啓発推進員の配置を図っています。

市においては、企業や事業所との連携を図りながら、同和問題、女性、高齢者、障がい者、外国人等の人権問題に対して、果たすべき企業等の社会的責任と役割について自覚を深めてもらい、差別のない明るく働きやすい職場づくり等の推進に資するため、今後とも人権研修が積極的に実施されるよう支援します。

2 特定職業従事者等への人権教育・啓発の推進

すべての市民の人権が尊重される社会の実現を目指すために、あらゆる人々を対象とした人権教育・啓発の推進を図ることが求められています。特に、特定職業従事者（人権に関わりの深い特定の職業に従事する者）である市職員、教職員、社会教育関係者、人権擁護・保健福祉関係者等に対しては、個人情報保護を徹底させるとともに、重点的な人権教育・啓発が必要です。

（１）市職員

人権が尊重される社会の実現に向けて、公務員一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。特に、市民と直接接する機会が多い市職員については、常に人権意識や人権感覚を磨いておく必要があります。

人権に配慮した行政を進めるためには、人権に関するさまざまな課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い、人間性豊かな職員を養成することが必要です。

このため、市職員に対しては、それぞれの職務内容と職責に応じた職員研修の充実に努めるとともに、研修の内容を知識理解にとどめることなく、職務の面でも人権尊重の視点に立ち、優しさと人権への配慮に満ちた接遇に努め、更なる市民サービスの向上を図ります。

施策・事業名	事業の概要	担当課
職員人権研修	市職員全員を対象とする人権研修を毎年実施することにより、人権に対する正しい理解と認識を深め、職務に活かすことを目的とした事業。	総務課
福岡県市町村職員研修	市職員を対象とする階層別研修において、人権研修を組み込むことにより、人権に対する正しい理解と認識を深め、職務に活かすことを目的とした研修。	総務課
部落差別対応マニュアルに基づく対応	同和問題に関連する市民からの問い合わせを受けた際には、市職員としてマニュアルに沿った適切な対応を行う。	人権政策課
障がい者差別解消対応マニュアルに基づく接遇	個々の障がいの特性を理解し、合理的配慮に沿った接遇ができるように、市職員としてマニュアルに沿った適切な接遇を行う。	総務課 福祉課

(2) 教職員

すべての子どもたちに人権尊重の心をはぐくみ、学校における人権教育の推進を図るためには、人権教育における教職員の果たすべき役割は、子どもたちの人格形成の点からも大変重要です。

そのため、子どもたちを教えるすべての教職員が人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、教職員の資質の向上を図るため管理職研修、新規採用職員研修、校内研修等あらゆる機会を捉えた研修を行います。

市内小・中学校の教職員は「福津市人権・同和教育研究協議会」の中で、さまざまな人権課題に取り組むための交流会や研修会を行います。

また、県主催の人権教育研修会や、県内外で開催される各種研修会にも同協議会の支援の中で積極的に参加を促します。

施策・事業名	事業の概要	担当課
福津市人権・同和教育研究協議会の実施	学校の教育活動全体を通して、人権教育の取組の推進を行うとともに、各学校の人権教育の取組を実践交流し、指導内容や方法の工夫・改善を行う。	学校教育課

(3) 社会教育関係者等

自治公民館長・自治公民館主事、老人クラブ、地域婦人会、子ども会育成会連合会、青少年指導員会、青少年育成市民の会、小・中学校PTA、文化協会、体育協会等の社会教育関係者に対して、人権を尊重したさまざまな研修を実施し、青少年指導者の育成に繋げるよう努めます。

(4) 人権擁護・保健福祉関係者等

人権擁護委員会、保護司会、更生保護女性会、民生委員・児童委員協議会については、地域において日常的に人権に関する問題や、個人のプライバシーに関する問題と常に深く関わる機会が多いため、一人ひとりの人権を尊重した活動を支援します。

施策・事業名	事業の概要	担当課
人権擁護委員会への支援	法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員は、民間ボランティアとして日頃より人権相談や人権啓発に携わる活動を行っている。その人権擁護委員会の活動を支援するための補助金について、予算の範囲内で交付する。	人権政策課
保護司会・更生保護女性会への支援	法務大臣より委嘱を受けた保護司は、更生保護女性会との連携のもと、民間ボランティアとして日頃より犯罪をした者の生活環境の調整や犯罪予防活動に携わる活動を行っている。その保護司会の活動を支援するための補助金について、予算の範囲内で交付する。	人権政策課
人権教育・啓発推進協議会への支援	住民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、人権教育・啓発推進協議会が設置されている。その人権教育・啓発推進協議会の活動を支援するための補助金について、予算の範囲内で交付する。	人権政策課
民生委員・児童委員協議会への支援	厚生労働大臣より委嘱を受けた民生委員・児童委員は、民間ボランティアとして日頃より市民の福祉の増進に携わる活動を行っている。その民生委員・児童委員の活動を支援するための補助金について、予算の範囲内で交付する。	福祉課

第5章 分野別施策の推進について

1 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、日本国憲法に保障された基本的人権が、今なお完全に保証されていない人々が存在するという、我が国固有の最も深刻かつ重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題となっています。

国においては、1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申を受けて、1969年（昭和44年）7月「同和対策事業特別措置法」を10年間の時限立法として公布、その後、1982年（昭和57年）「地域改善対策事業特別措置法」、1987年（昭和62年）「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）の二度の新規立法と三度の法改正を経て、2002年（平成14年）3月31日の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に至るまでの約33年間、同和問題解決に向けてさまざまな関係施策を推進してきました。

その結果、同和地区の劣悪な生活環境に対する基盤整備は着実に成果をあげ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されました。併せて、差別意識の解消に向けた教育・啓発事業に関しても、様々な創意工夫により実施されてきた経緯があり、同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消に向けて進んできています。

ところが、地対財特法の失効後も差別発言や差別待遇等の事案が発生しており、とりわけ近年はインターネット上での差別を助長するような悪質な内容の書き込みが後を絶ちません。このような状況を踏まえ、2016年（平成28年）12月16日に、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。

県においては、同和問題の解決を県政の重要な課題と位置付け、国や市町村と一体になって、特別措置法に基づく特別対策のほか、1970年（昭和45年）3月に「県同和教育基本方針」を策定し、学校における同和教育及び社会教育における同和教育を推進してきました。

また、1981年（昭和56年）からは、毎年7月を「福岡県同和问题啓発強調月間」と定め、街頭啓発や人権講演会等、県下の市町村と一体となって各種啓発活動を積極的に実施して

きました。1996年（平成8年）には、人権啓発の拠点施設として「福岡県人権啓発情報センター」（ヒューマン・アルカディア）を設置し、同和問題に関する常設展や様々な人権課題に関する特別展を開催するとともに、啓発冊子の作成、人権啓発ラジオ番組の放送等を行い、県民啓発のより一層の推進に努めてきました。

旧福岡市においては、1965年（昭和40年）8月10日の「同和対策審議会答申」を受けて、1972年（昭和47年）には「福岡市同和対策審議会」を設置し、市内組織の改革や各種同和対策事業を推進してきました。その後、体系的な同和対策事業の推進体制の確立と専門部署設置の必要から、1973年（昭和48年）4月に地区住民の窓口として「同和対策室」（現在は、人権政策課）を設置し、同和対策事業全体の総括や関係部署との連絡調整を行いながら、同和対策事業を実施してきました。地対財特法の失効後の2005年（平成17年）3月には「福岡市同和対策事業33年間の総括（昭和44年度～平成13年度）」を策定し、これまでの同和行政の成果及び今後の課題についての総括を行いました。

一方、同和教育運動の高まりに応じて、1966年（昭和41年）4月に「福岡市同和教育研究会」が結成され、その後、1975年（昭和50年）には「福岡市同和教育推進委員会」が発足しましたが、1983年（昭和58年）には「福岡市同和教育推進協議会」と改称されました。合併後には「福岡市人権・同和教育研究協議会」として、行政と教育現場が一体となった同和教育を推進しています。

旧津屋崎町においても「津屋崎町同和教育推進協議会」を組織し、同和問題解決のための街頭啓発や研修会等を実施するとともに、「津屋崎町青少年育成町民会議」と合同で同和問題に対する正しい知識を培うための人権講演会を開催してきました。

しかしながら、同和問題の解決方法において「部落分散論」と呼ばれる「同和地区の人々が固まって住まないようにする」や、「寝た子を起こすな論」と呼ばれる「そっとしておけば自然になくなる」といった考えが根強く残っていることも事実です。また、近年その成長が著しいパソコンやインターネット等の普及により、それらの高度情報機器を使用した差別文書や書き込みや同和地区の所在地の公開等、現代の情報社会を反映した新たな手段による悪質な人権侵害問題等が後を絶ちません。

こうした状況を踏まえ、今後も同和問題の解消については、市が推進する人権教育・啓発の主要な問題として位置付けし、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深め、自主的に取り組むことができるような人権教育・啓発活動を継続的に実施していくことが求められています。また、厳しい差別の現実には深く学び、差別を受けている人の痛みや悲しみを共有することにより、差別を許さないとする共感と連帯の輪を広げていく必要があります。

特に、同和問題に対する誤った認識を植え付け、偏見を助長し、解決を遅らせる原因となっている「えせ同和行為」に対しては、毅然とした態度で断固要求を拒否することが求められます。

(2) 施策の基本方針

① 同和問題啓発の推進

市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深めることができるよう、積極的な啓発活動を実施します。

施策・事業名	事業の概要	担当課
「広報ふくつ」による啓発活動	7月の同和問題啓発強調月間と12月の人権週間の啓発活動について、「広報ふくつ」に記事を掲載する。	人権政策課
啓発アピール活動	懸垂幕及び看板を福津市役所に設置する。看板及び幟を主要な公共施設に設置する。広報車による市内アナウンスを実施する。	人権政策課
街頭啓発活動	J R 福岡駅などの市民が集まる場所にて、広く市民を対象とした啓発グッズを配布する。	人権政策課
人権講演会	12月の人権週間に人権に関する講師を招いて、広く市民を対象とした人権講演会を実施する。	人権政策課
人権ポスター・パネル展	福津市中央公民館等の主要な公共施設に、市内小中学校生が作成した人権に関するポスターをパネルにして展示する。	人権政策課
人権啓発講師派遣事業	人権啓発の一環として市民団体や事業所が実施する研修会や講演会について、講師の派遣等について協力する。	人権政策課
福岡会館運営事業	①小中学生学習会②高校学習会③パソコン教室④相談事業等、上記業務を行うための福岡会館の運営事業。	人権政策課
福岡・筑紫地域人権啓発ネットワーク協議会との連携	人権啓発に係る、福岡・筑紫地域の行政担当者の情報交換の場としての協議会への参加。	人権政策課
福岡県社会人権・同和教育担当者協議会との連携	社会人権・同和教育及び啓発に係る、福岡県下の行政担当者の情報交換の場としての協議会への参加。	人権政策課
福岡県人権啓発情報センターとの連携	福岡県が主催する同和問題啓発強調月間講演会への参加や、福津市の啓発事業をホームページに掲載してもらうなどの連携を図る。	人権政策課

② 同和教育の推進

同和問題の早期解決は、教育における重要な課題であることを認識するとともに、市民への同和教育・啓発の成果と手法の評価を踏まえ、継続的な推進を図ります。

また、施策の推進にあたっては、市と教育現場が連携し、家庭、学校、地域、職場が一体となり、各種事業・研修会を効果的に行います。

これらの取り組みを通じて、同和問題に対する正しい認識に基づく確かな人権意識を培い、あらゆる差別事象の解消と市民一人ひとりが個性や能力を活かし、自己実現を図ることができる社会の実現を目指します。

ア 学校教育

児童・生徒の人権意識の高揚を目指して、小・中学校との連携のもと、全教科等における計画的で効果的な人権・同和教育を進めます。

その際、県の同和教育副読本「かがやき」と併せてDVD版人権教育学習教材集「あおぞら」の有効活用を図り、人権問題に対する人権感覚の育成に努めます。

さらに、各校長を中心とした校内推進組織を確立し、人権・同和教育担当者を設置するとともに、教職員の人権教育・同和問題に対する正しい認識を培う研修の充実を図り、児童・生徒への効果的な指導が行われるよう指導力の向上に努めます。

特に、家庭、学校、地域が一体となって学力と進学意欲等の向上を目指し、基礎学力の確保、肯定的な自己認識力の形成、家庭・地域の教育力の向上等に取り組めます。

施策・事業名	事業の概要	担当課
福岡県教育委員会による学習教材の活用	同和教育副読本「かがやき」と併せてDVD版人権教育学習教材集「あおぞら」を活用することにより、人権問題に対する人権感覚を育成する。	学校教育課
小・中学校間の連携	小・中学校における学習計画に関する調整や相互協力、相互研修を含めた連携や、9年間を見通した継続的な取組を推進する。	学校教育課
学習指導法の工夫・改善	人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、各教科等のねらいに基づく指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるよう工夫・改善を行う。	学校教育課
小・中学校における人権教育の推進	各学校において、校内推進体制を確立するとともに、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、組織的に取組を進める。	学校教育課
人権の花運動	福岡県の人権の花として指定されたひまわりの種を植え付け、最後まで育てることを通じて、特設人権学習の中で理解を促す。	人権政策課

人権作文集「きずな」作成事業	市内小・中学校生並びに高校生に、人権に関するテーマで作文、人権標語、ポスターを作成させることにより、人権作文集として成果品にまとめる。	人権政策課
人権啓発冊子作成事業	人権に関する様々なテーマで啓発冊子を作成することにより、市内小・中学校の人権教育の副読本として活用してもらう。	人権政策課
人権映画鑑賞事業	人権をテーマとした映画会を実施することにより、市内小・中学校の人権教育の教材として活用してもらう。	人権政策課

イ 家庭教育（または乳幼児教育）・社会教育

教育の出発点となる家庭教育については、保護者が正しい人権意識を持ち、思いやりを持って子ども達を育てることができるよう、乳幼児健診やPTAの研修などを通じて啓発を実施します。

社会教育事業の郷育カレッジでは、人権に関わる講義を実施するとともに、人権啓発担当部局が行う講演会についても、郷育カレッジの認定講座に位置付け、カレッジ生の受講を促しています。また、まちづくり講座出前編では、市民の任意のグループからの依頼に応じて、人権に関する講座を実施しています。

施策・事業名	事業の概要	担当課
郷育カレッジ	毎年作成する本事業の講座一覧から、希望のものを選択して受講できる福津市独自の社会教育学習システム。受講すると単位を与えられ表彰されるなど、参加を促進している。人権に関する講座も実施している。	郷育推進課 男女共同参画推進室
郷育カレッジ認定講座	郷育カレッジに含まれない講座や講演会について、受講すると郷育カレッジの単位に認定すると指定された講座。	郷育推進課 人権政策課 男女共同参画推進室
まちづくり講座出前編	福津市まちづくり講座出前編に、人権政策課等が人権に関するメニューを設けることにより、任意のグループの希望に応じて講師を派遣する。	郷育推進課 人権政策課 男女共同参画推進室
中央公民館・図書館等での人権教育・啓発活動	中央公民館では、自治公民館の館長、主事の研修で人権講演会を行う。図書館では、福津市の男女共同参画推進月間に催しを行う。	郷育推進課 人権政策課 男女共同参画推進室

2 女性の人権問題

(1) 現状と課題

国連においては、女性の地位向上を目指して、1946年（昭和21年）に「婦人の地位委員会」を設置し、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」、翌年1976年（昭和51年）から10年間を「国連婦人の10年 平等・発展・平和」として、性別に基づく差別の禁止を重要な課題として取り組んできました。

1975年（昭和50年）にメキシコシティで開催された「第1回国際婦人年世界会議」では、各国が取るべき施策の大きな指針となる「世界行動計画」が採択され、さらに、1979年（昭和54年）には、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃するための多様な措置を取ることを条約国に義務付けた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択しました。

1995年（平成7年）到北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、女性の地位向上にあたっては、平等・開発・平和の3つの目標が不可欠であること、また「行動綱領」の実施状況の検討・評価を行うことで、女性問題解決の国際的な取り組みを着実なものへと推進していくことが確認されました。さらに、2000年（平成12年）の国連特別総会「女性2000年会議」では、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択され、更なる女性のエンパワーメントの実現とその環境づくりを推進していくことが確認されました。2011年（平成23年）には、ジェンダー関係の国連4機関を統合した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。我が国は初代執理事国となっています。

2015年（平成27年）は北京会議から20周年を迎え、国連では「第59回国連の婦人の地位委員会」を「北京+20記念会合」とし、「北京宣言」「行動綱領」「女性2000年会議成果文書」の実施状況と評価を主要テーマに開催しました。

国においては、1977年（昭和52年）女性の地位向上に関する初めての総合的な計画である「国内行動計画」が策定されました。1985年（昭和60年）に女子差別撤廃条約を批准したことにより、1986年（昭和61年）には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行されました。その後、1996年（平成8年）には、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画である「男女共同参画 2000年プラン」を策定、さらに1999年（平成11年）6月には「男女共同参画基本法」

を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、その推進体制の充実を図ってきました。

また、新たに配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）や交際相手からの暴力（デートDV）、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントはもとより、性犯罪やアダルトビデオ（AV）への出演強要被害など、性暴力が女性の人権を著しく侵害するものとして重大な社会問題となっています。そのため、2000年（平成12年）には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されるなど、相次いで必要な法整備が図られました。しかしながら、このような問題は女性が被害を訴えにくいことから、問題が潜在化する傾向にあり、それを避けるためにも周囲の理解と協力が不可欠です。

2005年（平成17年）には「次世代育成支援対策推進法」が施行され、2007年（平成19年）には「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「行動計画」が策定されるなど、子育て支援や仕事と生活の調和推進への取り組みも進められています。

2015年（平成27年）に仙台で開催された「第3回国連防災世界会議」では、東日本大震災の教訓を踏まえ「仙台防災枠組 2015-2030」に、災害リスクの削減にあたって女性のリーダーシップが促進されるべきであることが盛り込まれました。また、同年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）は、一定規模以上の企業に対して、女性の社会進出に向けた行動計画の策定などが義務付けられました。また、同年に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の参画拡大などが打ち出されています。

旧福間町においては、1998年（平成10年）に「男女共同参画プラン・ふくま」が策定され、2001年（平成13年）には、審議会等の委員数が男女のどちらか一方に偏らないためのクォータ制や、事業者等の男女共同参画促進施策への協力を盛り込んだ「福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例」が制定されました。また、2003年（平成15年）には「福間町男女共同参画都市」を宣言しました。

合併後の福津市においては「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」及び「福津市男女共同参画都市宣言」として継承するとともに、2007年（平成19年）には「男女共同参画プラン・ふくつ」を策定しました。

2017年（平成29年）の「第2次男女共同参画プラン・ふくつ」の策定に際して、2015年（平成27年）に実施した「男女共同参画社会に関する住民意識調査」の結果によると、2010年（平成22年）に実施した前回調査よりも、性別による固定的な役割分担意識には同感しないとの考えが増えており、男女共同参画についての理解が少しずつ浸透しているので

はないかと考えられます。しかしその一方で、貧困、DV、防災、女性の活躍、性的少数者など、男女共同参画に関わる課題は広がり続けています。

男女共同参画宣言都市として、引き続き「第2次男女共同参画プラン・ふくつ」を着実に実行し、性別による差別的な取扱いや、女性や子どもに対する暴力等、社会のあらゆる場において基本的人権が侵害されるようなことのないよう、市民一人ひとりの意識に働きかけるとともに、あらゆる分野での男女共同参画の推進を図り、性別に関わらずお互いの生き方を尊重する社会づくりを目指した更なる取り組みを進めることが今後も必要です。

（２）施策の基本方針

① 男女共同参画社会を実現するための啓発促進と人材育成

男女共同参画社会の実現には、男女が個人としてお互いの人権を尊重し、多様な生き方やライフスタイルを認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが何より大切です。性別による人権侵害が起こらないように、あらゆる機会を通じて人権尊重や男女平等についての意識啓発を進めます。

また、男女共同参画社会を推進するためには、政策・方針決定の場で活躍できる人材を育成することも重要です。

施策・事業名	事業の概要	担当課
男女共同参画都市宣言関連事業	市が主催する男女共同参画宣言都市記念事業をはじめ、毎年９月の男女共同参画推進月間に講演会等を開催する。また他部署と連携のもと「男女がともに歩む一行詩」の表彰や「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨を実施し、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」の市民への周知を促進する。	男女共同参画推進室
女性リーダー養成講座	女性人材育成セミナーなど女性を対象とした講座を開催し、次のリーダーとしての資質を高める機会とするとともに、政策・方針決定の場への女性の参画を促進する。また、セミナーなどの情報提供に努める。	男女共同参画推進室

② 女性の人権が尊重される社会づくり

一人ひとりが思いやりを持って心豊かに生きていくことは、男女共同参画社会を形成していく上での前提となります。女性の人権、特に女性に対する暴力を社会的問題として認識し、被害者の人権を尊重しながら、法律に基づいた適切で迅速な対応と根絶を図ります。

また、離婚、DV、雇用などのさまざまな人権問題に対する相談体制の充実を図ります。

施策・事業名	事業の概要	担当課
D V 防 止 に 向 け た 啓 発 促 進	D V 防 止 啓 発 冊 子 の 活 用 や 広 報 ・ ホ ー ム ペ ー ジ を 通 じ た 意 識 啓 発 の 充 実 を 図 る 。 ま た 、 若 い 世 代 の 男 女 に 対 し 、 将 来 に わ た り D V の 加 害 者 に も 被 害 者 に も さ せ な い た め に 、 中 学 校 、 高 校 に お け る デ ー ト D V に 関 す る 出 前 講 座 の 実 施 な ど 、 あ ら ゆ る 機 会 を 通 じ た 啓 発 運 動 を 推 進 す る 。	男 女 共 同 参 画 推 進 室
ふ く つ 女 性 ホ ッ ト ラ イ ン	女 性 を 対 象 と し た 悩 み 事 を 何 で も 相 談 で き る ホ ッ ト ラ イ ン (電 話 相 談 窓 口) で 、 暴 力 や 虐 待 、 セ ク シ ュ ア ル ・ ハ ラ ス メ ン ト だ け で な く 、 デ ー ト D V 、 健 康 、 夫 婦 ・ 家 族 の こ と 、 子 育 て や 介 護 な ど に つ い て の 相 談 が で き る 。	男 女 共 同 参 画 推 進 室
女 性 の た め の 無 料 法 律 相 談	夫 婦 ・ 恋 人 間 の 問 題 、 離 婚 、 D V や セ ク シ ュ ア ル ・ ハ ラ ス メ ン ト 、 雇 用 問 題 な ど 、 女 性 の 人 権 に 関 す る 法 律 問 題 に つ い て の 無 料 相 談 。	男 女 共 同 参 画 推 進 室
庁 内 相 談 体 制 の 充 実	庁 内 各 相 談 窓 口 が 連 携 し て 、 迅 速 な 問 題 解 決 に つ な げ る こ と が で き る よ う に 「 相 談 窓 口 担 当 者 会 議 」 を 開 催 し 、 定 期 的 に 情 報 交 換 を 図 る と と も に 、 誰 も が 安 心 し て 相 談 で き る 体 制 を 整 備 す る 。	男 女 共 同 参 画 推 進 室

③ 職場、家庭、地域における男女共同参画の環境づくり

性別等にかかわらず一人ひとりが社会の対等な構成員として、ともに社会を担っているという自覚を育てるためには、職場における均等な機会と待遇の確保や家庭、地域においても誰もが活動しやすい環境づくりを進める必要があります。

このため、仕事と育児・介護の両立等に関する意識啓発を進め、必要に応じて誰もが休業や休暇等を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくり、ワーク・ライフ・バランスが実現した働き続けやすい環境づくりを奨励します。

施策・事業名	事業の概要	担当課
審議会等女性委員交流セミナー事業	男女がともに歩むまちづくりの実現のためには、意思決定段階から関わる女性を増やすことが求められている。そこで、審議会等の委員だけではなく、自治会や郷づくり推進協議会における女性役員も一同に会する場を設け、課題やその解決方法の共有を図る。	男女共同参画推進室
ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供や啓発を行う。	男女共同参画推進室
男女共同参画推進状況報告書の受付及び公表	男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項に基づく、男女共同参画推進状況報告書については、工事請負などの業者登録時に提出を求め、その提出状況はホームページ等で公表する。	男女共同参画推進室

3 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

国連においては、1989年（平成元年）11月に「国は子どもの最善の利益を第一義的に考慮しながら、子どもの人権尊重と権利実現のためにあらゆる措置をとる」ことを骨子とした「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を採択しました。

国においては、1947年（昭和22年）に「児童福祉法」、1951年（昭和26年）年には「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を進めてきました。

1994年（平成6年）には「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を批准しました。子どもの権利条約には、子どもは人格を持つひとりの人間として、大人と同じ権利を保障し、さらに子どもを「発達する存在」としてとらえ、子ども独自の「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障しています。

子どもの権利条約の批准後、1999年（平成11年）には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）、2000年（平成12年）には、被虐待児の早期救済等を目指す「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）を制定しました。しかしながら、事態の深刻化により児童虐待防止法は2004年（平成16年）、2008年（平成20年）に相次いで改正されています。

また、2010年（平成22年）に「子ども・若者育成支援推進法」、2013年（平成25年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策基本法）と「いじめ防止対策推進法」など、子どもの権利に関する法律が相次いで制定されることとなりました。

さらに、2016年（平成28年）には「児童福祉法」の制定当時の理念規定が見直されることとなりました。子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等が明確でなかったため、第1条では子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての子どもは適切な養育と生活を保障され、心身の健やかな成長が図られるとともに、その他の福祉を等しく保障される権利を有する旨が明確化されました。

県においては、1983年（昭和58年）に「福岡県青少年健全育成対策推進本部」を設置し、1995（平成7）年「福岡県青少年健全育成条例」の制定により、1992年（平成4年）「福岡県青少年健全育成総合計画」や、1997年（平成9年）「福岡県児童育成計画」等に基づいて、子どもが健やかにたくましく育まれる環境づくりに努めてきました。

また、急増する児童虐待に対応するため、2001年（平成13年）には県内の福祉・医療や教育等の関係機関・団体で構成する「福岡県児童虐待防止中央連絡会議」を設置するとともに、県内14ブロックに「福岡県児童虐待防止地域連絡会議」を設置し、児童虐待防止ネットワークを構築する等、児童虐待の防止施策の推進を図ってきました。

市においては、2003年（平成15年）に国が制定した「次世代育成支援対策推進法」を受けて、2005年（平成17年）に「福津市次世代育成支援行動計画」（行動計画）を策定しました。2006年（平成18年）には行動計画を進展させた形で「福津市こどもの国基本構想」を策定し、2015年（平成27年）3月には同構想を引き継ぎ「福津市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では「こどもの笑顔があふれ、心豊かに育ちあうまち 福津」を基本理念に、子どもの持つ力を最大限に尊重できるような施策を進めているところです。

しかしながら、現在の社会は、少子化や核家族化、都市化の進行に伴い、家庭や地域での教育力が低下し、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中で、育児不安、育児放棄、児童虐待、いじめや不登校等の深刻な問題が生じています。

こうした現状を踏まえ、子どもの権利については、子ども自身や大人たちが十分理解できるように啓発活動を進め、市民一人ひとりが互いに尊重し合うような人権意識の高いまちづくりを進めて行く必要があります。また、いじめや不登校に対しては、適応指導教室「ひだまり」を設置することにより、子どもたちが自分の力を取り戻せる場所や学習する機会を確保したり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員による子ども専用の相談窓口を設けるなど、子どもを支える体制の整備に努めてきました。また、児童虐待等で保護や支援が必要な子どもや家庭に対しては、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関と連携を図りながら、非行や児童虐待の防止策の推進を図ってきました。

今後も、行政、家庭、学校、地域、企業、団体等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に取り組む必要があります。

（２）施策の基本方針

① 子どもの権利の周知

大人が、次代を担う子どもの人権を尊重し、健やかに育成することの大切さを改めて認識することが必要です。そのための教育や啓発活動の推進を図ります。

施策・事業名	事業の概要	担当課
こども自身が子どもの権利について学ぶ機会の充実	保育指針に基づき、日々の保育の中で、子どもが自分の意思や力に自信を持ち自己肯定感を高める。	こども課

② いじめ、不登校、非行、児童虐待防止と対応

いじめ、不登校、非行、児童虐待等、子どもの人権を損なう問題の早期解決や防止に向けて、関係機関との連携や対応、家庭や地域の教育のあり方を考えるとともに、学校においては、いじめや体罰の問題をはじめとした児童・生徒の人権を侵害する行為を根絶し、人権尊重の精神の育成を図る取り組みを行います。

施策・事業名	事業の概要	担当課
いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、市内全ての小・中学校において、いじめの防止等が体系的かつ計画的に実施されるよう策定。	学校教育課
いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を強化し、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために設置。	学校教育課
いじめ防止対策審議会	いじめの防止対策の促進、重大事態への対処及び再発防止策を検討するために設置。	学校教育課
いじめ・不登校等支援連絡協議会	いじめ・不登校等生徒指導上の諸問題の解決のために学校と関係諸機関が連携・支援を必要とする児童生徒への支援体制、ネットワークの構築を図る。	学校教育課
適応指導教室	不登校の児童・生徒に対応するため、適応指導教室を設置し、個々に応じた指導、体験活動等を行うことにより、学校生活への復帰を援助する。	学校教育課
情報モラル教育	自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつことや、情報を正しく安全に利用するための情報モラルを身につけさせる学習の充実。	学校教育課
児童虐待への対応	要保護児童対策地域協議会により要保護児童や要支援児童の状況を関係機関で共有し、必要に応じ連携して迅速に対応できる体制を強化する。	こども課
子ども家庭総合支援拠点設置	児童福祉法に規定する機能を集約する拠点設置について検討する。	こども課
親向けの教育プログラムの実施	ノーバディーズ・パーフェクトプログラム等を実施し、育てにくさや関わりにくさなど子育てで直面する様々な悩みや問題にうまく対処できるように学びの場を提供する。	こども課

③ 子どもに関する相談窓口の設置

いじめや不登校に対しての相談窓口を設置していますが、これらの相談場所の周知と更なる内容の充実を図ります。

施策・事業名	事業の概要	担当課
家庭児童相談員の配置	家庭児童相談員・母子父子自立支援員を配置し、子どもや子育てに関する相談を受けたり、家庭訪問等を行い、子どもと子育て家庭を支援する。	こども課
子どものための相談窓口の設置	家庭児童相談室が子どもの相談窓口でもあることを周知するため、幼稚園、保育所、小中学校を訪問しチラシを配布する。また、定期的に各施設を訪問し、連携を図る。	こども課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	教育相談体制の充実や強化を図るとともに、児童・生徒の状況把握及び支援、関係機関とのネットワークの構築、連携の充実を図る。	学校教育課
児童・生徒相談室の設置	ホームページや各種研修会での相談室の紹介と、それぞれの事案に応じた適切な対応を行う。	学校教育課

④ 青少年健全育成の推進

子どもを犯罪から守り、子どもの人権を尊重し、健全な育成をするため、家庭、学校、地域が青少年育成市民の会と連携して、青少年の健全育成に努めます。

施策・事業名	事業の概要	担当課
青少年育成市民の会	青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、青少年の健全育成及び非行・被害防止を図ることを目的とし、市民及び青少年の健全育成に関係ある機関・団体と連携しながら事業を推進する。	郷育推進課
青少年指導員会事業	校区ごとの日常のパトロールや地域の祭り、イベントなどでの巡回、電話ボックスパトロールなどの活動。	郷育推進課
青少年アンビシャス運動	放課後の児童の学習や体験活動、見守りなどをアンビシャス広場実行委員会に委託。	郷育推進課
地域の見守り活動	青少年指導員会、PTA、子ども会、地域などが児童の登下校を見守る。	郷育推進課 郷づくり推進室
青色灯装着車による巡回	青少年指導員会や市役所職員などが青パトによる巡回をする。	郷育推進課 防災安全課
子ども110番の家	PTAなどが「子ども110番の家」としてのぼりやステッカー（看板）を掲げる家をリストアップし、地域の安全や犯罪の抑止力としている。	郷育推進課 防災安全課
子ども会育成会連合会	市から活動費を一部支援して、子ども会およびジュニアリーダーのためのイベント等を行う。	郷育推進課

4 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

現在、日本のみならず世界的に高齢化が進行しています。高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年（昭和57年）にウィーンで開催された国連主催による初の「第1回高齢者問題世界会議」において「高齢化に関する国際行動計画」が採択されました。また、1991年（平成3年）の「第46回国連総会」において「高齢者のための国連原則」が採択されるとともに、10月1日を「国際高齢者デー」と決めました。1999年（平成11年）には、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた取り組みが行われることを期待して「国際高齢者年」とする決議が採択されました。2002年（平成14年）には「第2回高齢者問題世界会議」において「高齢化に関するマドリッド国際行動計画」が採択されました。

国においては、平均寿命の伸びとあわせて出生率の低下により、少子高齢化が急速に進んでいます。2015年（平成27年）時点での平均寿命は、男性が80.79歳、女性が87.05歳であり、高齢化率は26.7%を示しています。この状態は、4人に1人が65歳以上ということであり、日本は「長寿国」であると同時に、世界にも例のない「超高齢社会」時代を迎えています。

1989年（平成元年）に、在宅福祉対策や施設福祉対策等の7つの柱を立てた「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」（ゴールドプラン）、1994年（平成5年）に「高齢者保健福祉5ヵ年計画」（新ゴールドプラン）を策定、1995年（平成7年）には、国が講じるべき施策が規定された「高齢社会対策基本法」、1999年（平成11年）には「ゴールドプラン21」を策定し、高齢者施策の基盤整備が図られました。

しかしながら、高齢者の介護が普遍的な課題となり、2000年（平成12年）に高齢者の介護を社会全体で支える新たな仕組みとして「介護保険法」が施行されました。この制度の開始により、市町村を舞台に、住民を主役とした新しい福祉社会が歩き始めることとなりました。

また、介護や福祉が必要な高齢者への虐待が深刻化する中、これを防ぎ高齢者の尊厳を守るために、2006年（平成18年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。また、認知症などの理由により判断能力が十分でない方の身上監護や財産管理を本人に代わって行う「成年後見制度」などを活用することにより、高齢者の権利擁護を支援しています。

市においては、総人口はＪＲ福岡駅東地区等の開発により確実に増加しています。平成18年から平成29年までの人口の推移を年齢３区分別にみると、生産年齢人口（15歳～64歳）は近年増加に転じたものの、3.0%減少しているのに対して、高齢者人口（65歳～）は42.1%増加しています。高齢化率は21.8%から27.9%と、6.1ポイント上昇しています。開発地域への転入により、少子化の進行に歯止めがかかり、高齢化率の上昇も多少抑えられてはいますが、今後高齢者数、特に後期高齢者数の増加が見込まれています。

このような状況を踏まえて、市ではすべての高齢者が住み慣れた地域社会の中で、健康で生きがいを持ち、安心して豊かな生活を過ごせるよう、2018年（平成30年）３月に「福岡市第８期高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」を策定し、３年間を計画期間として高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策を展開します。

高齢者の人権に関わる問題としては、高齢者が自らの住まいや暮らし方、介護サービスの利用などを自分で選択、決定することが困難になり、尊厳が奪われるケースが見られます。

また、一人暮らしや高齢のみ世帯が増加する中で、高齢者を対象とした特殊詐欺や悪徳商法による被害も増加しており、判断能力が十分でない認知症高齢者の財産管理の問題も生じているのが現状です。認知症高齢者は今後ますます増加し、2025年には65歳以上高齢者の約５人に１人が認知症になると見込まれています。

そこで、「地域包括支援センター」の機能強化を図り、これらの問題に取り組んでいるところです。「地域包括支援センター」では、地域に暮らす高齢者をさまざまな面から総合的に支えるため、介護に関する相談や悩み事以外にも健康や福祉、医療や生活に関するさまざまな相談を受ける総合相談業務、また高齢者虐待防止や成年後見制度の活用等に取り組む権利擁護業務が位置付けられ、専門職員が連携して相談者に対処しています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築、そして高齢者だけでなく、障がい者や子どもも含め、誰にとっても住みやすい「地域共生社会」の実現が求められています。

今後、すべての高齢者が、個人の尊厳に関わる基本的人権が尊重され、その生涯に生きがいと意義を見出しながら、快適な日常生活を営むことができるよう、行政、市民及び事業者が互いに連携、協働して地域社会全体で支えていかなければなりません。

より暮らしやすい社会の実現に向けて、いつまでも生き生きと暮らすための介護予防、

自立支援の推進、そして高齢者の人権問題において、最も重要になる権利擁護の推進等を軸とした多様な取り組みを、さらに総合的に進めていく必要があります。

（２）施策の基本方針

① 介護予防・自立支援の推進と高齢者の社会参加

2015年（平成27年）からの介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステムの構築を目指すなか、「介護予防」と「自立支援」がますます重要視されています。

高齢者が単に支えられる人としてではなく、支える側として活躍できることが、介護予防にもなり、その人がいつまでも住み慣れた家で元気で暮らしていくことにもつながります。また、一度介護が必要な状態になっても、回復を目指し出来るだけ自立した生活ができるよう支援していくことも求められています。

市では介護予防サービスの充実を図りながら、それだけでなく、高齢者が地域の中で役割を持ち社会参加をすることで、介護予防と生活支援が同時に実現できるよう、体制整備を行います。

施策・事業名	事業の概要	担当課
介護予防サービスの充実	出来るだけ自立した生活が継続できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を充実させる。	高齢者サービス課
シルバー人材センター活動支援事業	高齢者の社会参加、就労機会の拡大を図るため、シルバー人材センターの活動に対して補助金を交付する。	高齢者サービス課
生活支援体制整備	誰もが住みやすい地域を目指し、お互い様の助け合いをすすめるため、連携強化と情報交換の場である「協議体」の設置と生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置を行う。	高齢者サービス課

② 高齢者の権利擁護の推進

介護保険法では、第1条の目的に「尊厳の保持」が掲げられました。地域包括支援センターの権利擁護業務の目指すものは、誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を営むことができるという、当たり前の願いを実現していくことです。

しかしながら、高齢者の中には、加齢に伴う判断能力の低下や身体機能の減退により、身の回りのことや財産管理が困難となって虐待を受けたり、金銭を搾取される等権利を侵害される事例があります。また、認知症高齢者が増加し、家族の支援が十分に受けられなかったり、老々介護や介護離職など、介護する家族も疲弊してしまうケースが増えることが懸念されます。

このように高齢者が地域での生活に困難を抱えた場合、適切な介護保険サービスを利用するなどして生活の維持を目指していくこととなります。

また、地域包括支援センターの専門職員や認知症地域支援推進員、成年後見人、平成30年4月稼働予定の認知症初期集中支援チーム等が互いに連携し、必要な支援を行っていきます。

施策・事業名	事業の概要	担当課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	①高齢者の生活相談②介護予防の支援③権利擁護・高齢者虐待防止 ④地域ネットワーク構築 上記業務を行う地域包括支援センターの運営。	高齢者サービス課
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症になっても、本人の意思が尊重され住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症の方やその家族に対する支援を行う。 認知症の初期からの支援の流れがわかる認知症ケアパスの作成、認知症地域支援推進員の配置。	高齢者サービス課
認知症初期集中支援推進事業	認知症の初期支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームの設置（H30.4予定）準備。	高齢者サービス課
認知症サポーター育成事業	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを育成する。	高齢者サービス課
認知症支援啓発事業	イベントの開催等を通じて、認知症に対する正しい理解を広げ、偏見のない認知症高齢者が住みやすい環境づくりのための啓発を推進する。	高齢者サービス課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の啓発のための研修会の開催、市長申立て実施、申し立て費用・成年後見人等の報酬助成。	高齢者サービス課
市民後見推進事業	市民後見人養成、市民後見人登録者を対象としたフォローアップ研修、成年後見運営委員会の開催。	高齢者サービス課
権利擁護事業	高齢者虐待対応に関する事業（権利擁護啓発事業含む）。	高齢者サービス課

5 障がい者の人権問題

(1) 現状と課題

国連は、1981年（昭和56年）を「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」と定め、1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までの10年間を「国連・障害者のための10年」とし、各国に「障害者施策行動10ヵ年計画」の策定を呼びかけました。

その後、2006年（平成18年）には、障がい者の権利及び尊厳を保障し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、我が国は2007年（平成19年）の署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めた結果、2014年（平成26年）に同条約を批准することにより、国内法としての効力を発することとなりました。

国においては、1982年（昭和57年）に「障害者対策に関する長期計画」を策定し、1993年（平成5年）今後の障がい者施策の方向性を示す「障害者対策に関する新長期計画」を策定するとともに、1995年（平成7年）には「障害者プラン～ノーマライゼーション7ヶ年戦略」を、2002年（平成14年）には「障害者基本法」の改正に伴う「障害者基本計画（第2次）」（平成15年～24年度）及び「重点施策5ヵ年計画」（新障害者プラン・平成15年～19年度）を策定しました。引き続き、2013年（平成25年）には「障害者基本計画（第3次）」（平成25年～34年度）を策定し、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」とすることを掲げ、障がい者施策に関する着実な取り組みを進めてきました。

これまでの「措置制度」の発想を転換し、障がい者の自立支援や自己決定の実現を図るため、2003年（平成15年）から「支援費制度」が施行されました。その後「支援費制度」において発生した問題を解決し「障がい者が地域の中で自立して暮らせる」という理念を継承する形で、2006年度（平成18年）から「障害者自立支援法」が施行され、2013年度（平成25年）には3障がい（身体・知的・精神）に加えて、難病患者も対象となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

また、障がい者の権利擁護の観点からは、2012年（平成24年）に障がい者の虐待防止や養護者に対する支援を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、2016年（平成28年）に障がいを理由とする不当な差別的取扱いの解消と合理的配慮の推進を図るための「障害を理由とする差別の解消の

推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

県においては、1982年（昭和57年）に「福岡県障害者福祉長期行動計画」が、1995年（平成7年）に「福岡県障害者福祉長期計画」が、2004年（平成16年）に「新福岡県障害者福祉長期計画」（平成16年～26年度）が、2015年（平成27年）に「新福岡県障害者福祉長期計画」（平成16年～26年度）が策定され、ノーマライゼーションの理念のもと障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、1999年（平成11年）に「ふくおか障害者プラン（前期）」を、2006年（平成18年）に「福岡県障害福祉計画（第1期）」を、2009年（平成21年）に「ふくおか障害者プラン」と「福岡県障害福祉計画」を一体化した「福岡県障害者福祉計画」を3年ごとに策定してきましたが、2017年（平成29年）には第4期となる「福岡県障害者福祉計画」を策定中です。

2017年（平成29年）には、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

市においては、このように国際社会、国、県が障がい者の人権問題・課題への取り組みを鮮明にしていく中、合併前の旧福岡市においては、1996年（平成8年）に「福岡市障害者実態調査」を実施し、1998年（平成10年）に「福岡市障害者計画」を策定しました。また、1999年（平成11年）には、全国的に先駆けて「福岡市ユニバーサルデザイン計画」を策定し、障がい者のみならず万人が暮らしやすいまちづくりを目指してきました。

旧津屋崎町においても、2003年（平成15年）に「津屋崎町障害者福祉計画」を策定し、旧両町ともに、障害者の完全参加と平等の実現のため、積極的に障がい者施策の推進に努めてきました。

合併後の福岡市においては、2007年（平成19年）に「やさしさにめざめ、やさしさにあふれるまち、福岡」を基本理念とした「福岡市ユニバーサルデザイン計画」を策定しました。また、同年に障がい者の施策に関する基本的な計画となる「福岡市障害者計画」を、2015年（平成27年）に「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える、共生のまち「ふくつ」」を基本理念とした「第2期福岡市障がい者計画」を策定しました。また、2007年（平成19年）から3年ごとに「福岡市障害福祉計画」を策定してきましたが、2018年（平成30年）には第5期となる「福岡市障がい福祉計画」を策定しました。

しかし、現実には障がい者の多くは就労、文化、娯楽等の社会参加の機会はもとより、

最も基本的な外出の機会さえも、さまざまな制約を受けています。

また、障がいの発生原因や症状についての理解不足等も関わって、障がい者に対する偏見や差別は未だ根強く、こうした障がいや障がい者に対する理解や認識は「障害者差別解消法」が施行された今でも、まだまだ不十分です。「第2期福津市障がい者計画」を策定する際に、福津市内の障害者手帳の所持者を対象としてアンケート方式による「障がい者実態調査」を実施しました。権利擁護に関する設問として、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをした場所について尋ねたところ、身体障がい者は「外出先」、知的障がい者は「学校」、精神障がい者は「仕事場」がそれぞれ多くなっています。

さらに、障がいの重度化、障がい者の家族の高齢化に伴う終の棲家の確保、精神疾患による長期入院者に対する地域への移行・定着など、多くの課題やニーズが生じてきています。

今後も、障がい者の地域における生活の場の確保と社会参加を促進するためには、障がい者の視点に立ち、障がい福祉サービスの充実や障がい者施設の整備と併せて、ノーマライゼーションの理念を広く社会に定着させ、障害者差別解消法の理念である「社会的障壁」を除去するための「合理的配慮」についての理解と認識について、広く市民に啓発する必要があります。

（２）施策の基本方針

① 障がい者への正しい理解と認識のための市民啓発の推進

ノーマライゼーションの理念は、市民の間に着実に広がりを見せています。しかしながら、一方では、障がい者に対する偏見や差別意識が残されており、特に精神障がい者に対する無理解や偏見は根強く、社会復帰を阻む大きな障壁となっています。

精神障がい者に限らず、障がいを持つ人、持たない人、すべての人が社会の一員として暮らすことができるまちづくりを進めるために、市民一人ひとりが障がい者問題について正しい理解と認識を深める市民啓発活動を推進します。

施策・事業名	事業の概要	担当課
まちづくり講座	障がいに関する情報提供を希望する団体に対して、まちづくり講座を通じて障がい福祉についての理解促進を図る事業。	福祉課
社会福祉協議会による広報	社会福祉協議会の広報紙である「しあわせ100%」を配布し、市民に対して障がい福祉関連の活動を広く周知する事業。	福祉課 社会福祉協議会

障がい者団体への支援	障がいに関して、共通の悩みを持つ人で構成された障がい者団体の存在を周知することにより、障がいのある人やその家族等の加入を促し、課題解決に向けた支援を行う事業。	福祉課 社会福祉協議会
------------	---	----------------

② 体験を重視した福祉学習の推進

障がい者に対する正しい理解を深め、思いやりのある心をはぐぐむためには、子どもから高齢者までの幅広い世代に対する福祉学習が必要であり、とりわけ、子どもの頃からの継続した障がい者との交流は大変重要です。

市では、小・中学校における道徳教育・特別活動の教育活動及び障がい疑似体験、地元の福祉施設等への訪問等、障がい者への理解を促進する取り組みを行っています。

社会人に対する福祉学習については、郷育カレッジ認定講座及びまちづくり出前講座を開設しています。

今後も、市民一人ひとりが障がい者問題を正しく理解し、誰もが住みよい地域社会づくりに共通認識が持てるよう、きめ細やかな福祉学習の充実を図っていきます。

施策・事業名	事業の概要	担当課
ふくし体験教室	障がい疑似体験や当事者との交流を通じて、地域に暮らす様々な人たちと共に生きる社会について考えてもらう機会を設ける事業。	福祉課 社会福祉協議会
障がい者ふれあい交流事業	障がいのある人とのふれあいや交流の機会を通じて、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、共生社会の実現を図る事業。	福祉課 社会福祉協議会

③ 地域福祉活動の推進

保健・福祉の需要が多様化・高度化している中で、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、助け合い支え合うボランティア等の自発的な活動を推進していく必要があります。

また、福祉ボランティア活動への関心の高まりと意欲に対しては、市社会福祉協議会と連携して情報提供や広報の充実に努めるとともに、できるだけ多くの人が福祉ボランティア活動に気軽に楽しく参加できるように取り組みます。

施策・事業名	事業の概要	担当課
地域支えあい制度	高齢者や障がい者及びこれに準ずる状態にある人を、緊急時または災害時だけでなく、日頃から地域で支え助け合う制度。	福祉課 高齢者サービス課

		防災安全課
福祉ボランティアの支援	福祉ボランティア活動に関する相談や、福祉施設とのコーディネートを行うほか、ボランティア団体への活動支援等を行う事業。	福祉課 社会福祉協議会

④ 障がい者の権利擁護の推進

障がい者の自立や社会参加の妨げとなる虐待を防止し、その予防と早期発見のための取り組みや、養護者に対する支援を行うために、福津市障がい者虐待防止センターと連携して支援・啓発を行います。

また、必要に応じて成年後見制度利用支援事業を活用することにより、障がい者の適切な権利擁護を行います。

施策・事業名	事業の概要	担当課
障がい者虐待防止センター	障がい者の虐待通報に対して、解決に向けた相談、指導及び助言を行う。虐待防止に関する啓発活動を行う。	福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立人がいない障がい者に対して、市長申立て実施や、申し立て費用・成年後見人等の報酬を助成する事業。	福祉課
障がい者相談支援事業	相談支援専門員による障がいに関する相談支援を行い、相談内容によっては各種障がい福祉サービスにつなげるための事業。	福祉課

6 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

福岡県は、日本とアジアの各国の交流の結節点として、古くから朝鮮半島や中国大陆との人、物、文化の交流が盛んでした。さらに、近年の著しいグローバル化、ボーダレス化の進展に伴い、仕事や研修、勉学のためにさまざまな国から多くの外国人が日本に訪れ生活しています。2015年（平成27年）末現在の我が国における在留外国人数は、223万2,189人という飛躍的な増加をとげています。

県においては、1997年（平成9年）に「福岡県国際化推進プラン」、2002年（平成14年）には、同プランを見直して「ふくおか国際化推進プラン」を策定し、日本人と外国人が共に暮らす、世界に開かれた地域づくりを目指してきました。

また、県内に国際化問題に取り組むための「福岡県国際交流行政連絡会議」を設置し、1998年（平成10年）には、県内在住外国人から広く意見を求めるため、外国人を主要メンバーとした「福岡県の国際化を共に考える懇話会」を発足し、取り組みを進めてきました。

さらに、1998年（平成10年）には「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」を策定し、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人と日本人が共に生き、多元的文化や多様性を容認できるように、外国人問題に関する人権教育を推進してきました。

市においては、2017年（平成29年）3月末時点での総人口62,149人に対して、外国人登録者数は38カ国334人となっており、今後さらなる国際化の進展に伴い、市に在住する外国人はますます増加していくものと予想されます。

このような中、人権擁護推進審議会が2001年（平成13年）に行った答申では、外国人に対する人権問題として、就労に際しての差別問題、アパートやマンションへの入居等拒否問題、在日韓国・朝鮮人児童生徒への暴力や嫌がらせ、差別発言があると指摘しています。特に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的発言がヘイトスピーチとして社会的関心を集める中において、2016年（平成28年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

今後、ますます市民が外国人と接する機会が増えていく中、外国人と日本人が共に互いの歴史、言語、宗教、習慣、文化に対する認識を深め、多様性を受け入れ、尊重し合い、仲良く暮らせるまちづくりが求められています。

このため市では、国際交流や国際理解教育の推進を図り、次代にふさわしい国際感覚を身に付けた人材の育成を市民、事業者、行政が一体となって広めていく取り組みが必要です。

（２）施策の基本方針

① 国際交流及び国際理解教育の推進

外国人も日本人も地域社会の一員として、お互いに多様な価値観を尊重し合いながら、共に快適に暮らせるまちづくりを進めるために、国際交流を推進します。

また、市民、事業者、行政が連携しながら、外国人に対する偏見や差別意識を解消していくとともに、外国人の持つ文化や宗教、生活習慣等の多様性を尊重するための、国際理解教育を推進します。

施策・事業名	事業の概要	担当課
市民による外国語講座	市民ボランティア団体等による外国語講座を支援することで、市民の語学力の向上を図り、外国人への理解を深め交流を促進する。	郷づくり支援課
日本語講座の促進	外国人向けに日本語講座を開催する市民ボランティア団体等の支援により、外国人の生活不安の解消に寄与する。	郷づくり支援課
A L T（外国語指導助手）派遣事業	小・中学校での外国語活動、英語教育の充実のために、A L Tを配置する。	学校教育課
国際理解教育	多様な文化を尊重する態度や、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。	学校教育課
中央公民館主催事業	中央公民館の主催講座において、外国語を学びながら、国際交流を行う事業。	郷育推進課
民間団体の国際交流支援	外国の民間団体と国際交流のある民間団体に対して、交流に関する支援を行う。	広報秘書課

7 HIV感染者／エイズ患者の人権問題

(1) 現状と課題

WHO（世界保健機構）は、1988年（昭和63年）に毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、HIV（ヒト免疫不全ウィルス）感染症のまん延防止と患者・感染者への偏見と差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱しました。

国においては、1999年（平成11年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が施行され、差別や偏見をなくすため、教育活動、広報活動を通じた感染症に対する正しい知識の普及を図るとともに、国民自らが正しい知識を持ち、感染症患者等の人権が損なわれることの無いようにしなければならぬと定められました。

県においては、1994年（平成6年）に「福岡県エイズ診療体制整備計画」が作成され、エイズ医療体制の方向付けが行われ、1996年（平成8年）には「福岡県エイズ患者・HIV感染者診療体制整備要綱」が策定され、医療体制の整備・充実が進められています。

市においては、HIV感染症／エイズに関するパンフレットを随時配布する等の啓発活動に取り組んでいます。今後も、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所等の関係機関や関係部署と連携を取りながら、HIV感染者／エイズ患者が不安なく社会復帰できるように、偏見や差別の解消に向けて、正しい知識の普及・啓発や広報活動に一層取り組む必要があります。

現在、医療医学の発達により、HIV感染症は感染力が非常に弱いことが判明し、感染経路が特定され、予防が可能な上に、新薬の開発により感染してもその発症を遅らせたり、症状を緩和することも可能になっていたりするにもかかわらず、HIV感染者／エイズ患者は増え続けています。

また、社会全般にHIV感染症／エイズに対する正しい知識や理解が普及していないため、多くの偏見や差別意識を生み、感染者は生命の危機に加え、今まで生活してきた社会からも阻害されるという、二重の苦しみにさらされています。

特に21世紀を担う青少年に対しては、性に関する正しい知識や理解とあわせて、HIV感染症／エイズに対する正確な医学情報を迅速に提供することにより、偏見及び差別の解消に向けた啓発を推進する必要があります。

(2) 施策の基本方針

① 知識の普及・啓発活動の推進

H I V感染者／エイズ患者への偏見や差別を解消するため、市民への正しい知識の普及・啓発に努め、家庭、学校、地域が一体となった知識の普及・啓発活動を推進します。

施策・事業名	事業の概要	担当課
「広報ふくつ」による啓発活動	12月1日の「世界エイズデー」にあわせて、県が行う相談や検査について「広報ふくつ」に記事を掲載する。	いきいき健康課
ポスター、リーフレットの設置	福津市健康福祉総合センター等の主要な公共施設に、H I V感染症／エイズに関するポスターやリーフレットを設置する。	いきいき健康課
学校におけるエイズ教育	エイズ及び性感染症の疾病概念や感染経路、予防方法を理解させるための学習の充実を図る。	学校教育課

② 専門的相談・支援機関との連携

患者等の人権に配慮し、H I V感染症／エイズに関する相談・支援については、専門的相談・支援機関を随時紹介しつつ、安心して相談や支援が受けられるように適切に対応します。

施策・事業名	事業の概要	担当課
H I V感染症／エイズに関する相談支援事業	H I V感染症／エイズに関する問い合わせについて、相談・検査など支援体制のある福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所へつなげる。	いきいき健康課

8 その他の人権問題

これまで述べてきた人権問題のほかにも、次のような、さまざまな人権問題が存在しています。

（１）ハンセン病患者等

ハンセン病患者は不治の病とされ、遺伝病と考えられてきたこともあって、昭和初期から国のハンセン病対策として、1907年（明治40年）の「癩予防に関する件」を踏まえて、1931年（昭和6年）に「癩予防法」が制定され、ハンセン病絶滅のもと全国に国立療養所を配置し、個人で療養可能なものも含め、すべての患者を強制的に入所させる強制隔離の政策が取られました。また、ハンセン病患者は不治の病であり、遺伝病と考えられてきたこともあって、優生手術が断行されてきました。

その後、ハンセン病は感染力が微弱な「らい菌」による感染症であり、新しい治療薬が開発されたことにより治療可能な病気であることや、発症もごくまれな条件下でしか起こらない等、病気自体の解明は進みましたが、1953年（昭和28年）に「癩予防法」を見直した「らい予防法」が制定され、国の隔離政策は基本的には変わりることはありませんでした。また、この法律の存在がハンセン病に対する差別や偏見をより一層助長することとなりました。

1996年（平成8年）になって「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、隔離政策はようやく終結することになりました。1998年（平成10年）にらい予防法に関する違憲国家賠償請求訴訟が提訴され、2001年（平成13年）に原告勝訴の判決により国家賠償法が認められました。2009年（平成21年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

このように関連法が整備されたにもかかわらず、現在でも、全国のハンセン病療養所には多くの入所者が暮らしています。療養所からの退所が進んでいないのは、入所者の高齢化が進み、後遺症に対するケアや住宅・就職の斡旋などの社会復帰支援策などが整っていないこと等の理由もありますが、社会には依然として根強い差別や偏見が残っていることが考えられます。

このような状況の中、市においても患者・元患者に対する差別や偏見が一日も早く解消され、名誉回復が図られるよう、病気に対する正しい知識の啓発を推進する必要があります。

（２）アイヌの人々

アイヌの人々は、中世末期以降の歴史の中では、東北北部から北海道全域に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語をはじめとする口承文芸やイオマンテ等の伝統儀礼、あるいは特有のアイヌ文様等に代表される豊かな独自の文化や伝統を有しています。

江戸時代の松前藩の支配の後に、明治維新による「北海道開拓使」の設置により、一方的にアイヌ民族独自の言語や生活習慣を禁じ、日本語の使用を強制するなどの同化政策を行いました。また、1899年（明治32年）には、アイヌ民族の農耕民化と日本語教育による同化政策を推進する目的で「北海道旧土人保護法」が制定されました。

戦後すぐに、北海道アイヌ協会が設立され、1974年（昭和49年）の「北海道ウタリ福祉対策」の実施により、生活の安定や教育の充実、雇用の確保に関する改善が図られてきました。そして、1997年（平成9年）に「北海道旧土人保護法」が廃止され、新たにアイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌ伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が成立しました。

国際連合では、2007年（平成19年）「先住民族の権利に関する国連宣言」（先住民族権利宣言）が採択され、同年国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が決定され、公的にアイヌの人々が先住民族であることが認められました。現在では、アイヌ語伝承のためのアイヌ語教室が開設され、伝統文化や行事が各地で復活しています。しかしながら、アイヌの人々に対する理解が不十分のため、今なお結婚や就職等に差別や偏見が存在していることも事実です。

このような状況の中、市においてもアイヌの人々に対する差別や偏見が一日も早く解消されるよう啓発を推進する必要があります。

（３）犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、事件そのものに関する直接的な被害とともに、それに付随する精神的、経済的被害のみならず、一部のマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な私生活の侵害などの苦痛にさらされがちになります。

そこで国は、2000年（平成12年）に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）、2001年（平成13年）に「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律」が施行されました。また、平成17年（2005年）4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、国民は犯罪被害者の名誉や生活の平穏を害することなく、国及び地方公共団体が実施する支援に協力することが明記されました。

市においても、犯罪被害者やその家族の立場を踏まえた支援策を講じるとともに、関係部局との連携、協力のもと、この問題に対する情報収集・情報提供を行い、その心情に配

慮した啓発活動を推進する必要があります。

（３）インターネットや携帯電話による人権侵害等

インターネットは、誰でも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、急速に普及し、私たちの生活に欠かせないものとなっています。その反面、インターネットの匿名性を悪用し、インターネット上の電子掲示板やホームページに、他人の誹謗中傷や差別を助長する表現、またリベンジ・ポルノとされる画像の流出・拡散など、人権を侵害する情報の書き込みが増加しています。

また、子どもの社会においても携帯電話やＳＮＳ等の普及により、誹謗中傷等の書き込みによるいじめを引き起こしたり、犯罪に巻き込まれる温床となるなど、近年の高度情報化社会を背景とした問題も多く発生しています。

国においては、事態の深刻さを重く受け止めたことにより、インターネットによる人権侵害を防止するための法律が、急速に整備されることとなりました。まず、2002年(平成14年)に、インターネット等において権利の侵害が発生した場合における、プロバイダー等による迅速かつ適切な対応を目的とした「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダー責任制限法）が施行されました。2009年（平成21年）には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット事業者にフィルタリングの義務づけがなされました。また、2014年（平成26年）には、リベンジ・ポルノ等による被害の発生・拡大を防止するために「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が成立しました。

しかしながら、インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダー等が適切な対応を講じるとともに、使用者がその責任等を十分に自覚することが必要です。利用者一人ひとりが情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないことや、情報の収集・発信における個人の責任についての理解を促進させるため、関係機関と連携しながらインターネット社会の功罪についての教育・啓発を推進する必要があります。

（４）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、市民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。また、本人だけでなくその家族や親族に関しても、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受け

ることがあります。

2017年（平成28年）12月には、再犯の防止等に関する施策を推進し、国民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家庭、職場、地域社会等、周囲の人々の温かい理解と協力が欠かせません。特に、直接的に更生に携わる保護司会及び更生保護女性会の支援や、再犯を防止する観点から積極的に就労を支援する「協力雇用主」は、社会復帰にとって重要な存在となっています。

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を、今後も積極的に推進する必要があります。

（５）性的マイノリティの人権

いわゆる性的マイノリティとされる多くの人は、子どもの頃からいじめなど様々な偏見や差別を体験したり、「こころの性」とは異なる振る舞いを要求されるなど、あらゆる場面で精神的・肉体的苦痛を受けています。実際に自分の性別に違和感を持ち、現実とのかい離を受け入れられない「性同一性障害」については、2004年（平成16年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であり、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

近年、性的マイノリティについては、マスコミでも多く取り上げられるなど、人権問題として幅広く認知されるようになってきました。また、当事者や家族が独自に立ち上げた団体などが、差別や偏見をなくすために様々な啓発活動を行っています。

2015年（平成27年）東京都渋谷区で、同性パートナーを対象とした「パートナーシップ証明書」を発行するための条例が施行されました。これを皮切りに、いくつかの自治体や大手企業がこの趣旨に賛同する取り組みが進んでいます。

性的マイノリティであっても生きやすい寛容な社会を構築するためには、市民のみならず教育現場における教職員や児童・生徒に対して、正しい認識を育むための積極的な啓発活動に取り組む必要があります。

（６）拉致された被害者の人権

2002年（平成14年）9月の日朝首脳会談で、北朝鮮は長年否定してきた拉致を初めて認め謝罪し、再発防止を約束するとともに、同年10月には5人の被害者が帰国しました。し

かし、未解決の被害者の方々については、未だに北朝鮮当局より十分な情報提供がされていません。

2003年（平成15年）には、被害者及び被害者の家族の生活支援に関する「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が、2006年（平成18年）には、北朝鮮当局による人権侵害問題の抑止を目的とした「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。また、毎年12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として国や自治体をはじめ、全国各地でさまざまな事業が実施されています。

拉致は決して許されない犯罪行為です。その早期解決に向けて、今後も、国・関係地方公共団体と連携・協力して情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害についての関心と認識を深める啓発・広報等に取り組む必要があります。

（７）ホームレスの人権

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が、偏見による嫌がらせや暴行による致死傷を引き起こすなどの人権問題が発生しています。

そのため、平成14年（2002年）8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年間の時限法として施行されました。その後、平成24年（2012年）に5年間、平成29年（2017年）にさらに10年間、その期限が延長されました。

ホームレスについては、市民への啓発広報活動を中心に、ホームレス問題への理解促進、人権を尊重する意識の高揚を図るための取り組みが必要となります。

（８）人身取引（トラフィッキング）による被害者の人権

人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取、強制労働、臓器売買などを目的とした事案が発生しており、主に社会的・経済的に弱い立場にある女性や子どもが被害者となっています。

国においては、2004年（平成16年）4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月に人身取引の撲滅、防止、被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が取りまとめられました。その後、人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、2014年（平成26年）12月に「人身取引対策行動計画2014」が策定され、関係行政機関が密接な連携を図りつつ、人身取引対策に取り組んでいます。

人身取引については、実際に日本で起きている重大犯罪であることを認識するために、市民の関心や理解を深めるための啓発等の取り組みが必要となります。

(9) 東日本大震災に起因する人権問題

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により、未曾有の大災害となりました。この津波により、東京電力福島第一原子力発電所が被害を受け、いまだ多くの人々が避難生活を余儀なくされています。避難生活の長期化によるトラブルや、放射線被ばくについての風評等による差別的取扱い、避難先の学校におけるいじめ問題などの人権問題が発生しています。

東日本大震災に限らず、被災された方々が偏見や差別を受けることなく、安心して生活することができるためには、人々が正しい知識と思いやりの心を持って切れ目ない支援を継続するとともに、人権問題の発生を防ぐことが大切です。

(10) その他

以上のような人権問題以外にも

- ①ひとり親家庭に対する偏見や差別意識
 - ②生活困窮者に関すること（生活保護受給者・子どもの貧困）
- 等の人権問題が存在しています。

社会の変化により、今後もさまざまな人権課題が表面化することから、それぞれが抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発の推進等の取り組みが必要となります。

参考資料

世界人権宣言（仮訳文）

（1948年（昭和23年）12月10日 国際連合総会採択）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の

政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにか

かわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

（1946年（昭和21年）11月3日 公布）

（1947年（昭和22年）5月3日 施行）

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第三章 国民の権利及び義務

第十条【日本国民の要件】

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条【基本的人権の享有と性質】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障】

- 1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条【請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条【国及び公共団体の賠償責任】

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条【奴隸的拘束及び苦役からの自由】

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条【思想及び良心の自由】

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条【信教の自由、国の宗教活動の禁止】

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を

受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条【居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由】

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条【学問の自由】

学問の自由は、これを保障する。

第二十四条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条【生存権、国の生存権保障義務】

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条【労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条【財産権の保障】

-
- 1 財産権は、これを侵してはならない。
 - 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
 - 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条【法定手続の保障】

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条【裁判を受ける権利】

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条【逮捕に対する保障】

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条【抑留・拘禁に対する保障】

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条【住居侵入・搜索・押収に対する保障】

1 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条【拷問及び残虐な刑罰の禁止】

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第三十七条【刑事被告人の諸権利】

1 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条【不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力】

-
- 1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
 - 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
 - 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条【刑罰法規の不遡及、二重刑罰の禁止】

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条【刑事保障】

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第十章 最高法規

第九十七条【基本的人権の本質】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条【憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守】

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条【憲法尊重擁護の義務】

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日 法律第147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策につい

ての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

福津市人権擁護に関する条例

(平成17年1月24日 福津市条例第86号)

すべての国民は、「基本的人権を享有し、法の下での平等」を保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基本理念とし、人権尊重意識の高揚に努めてきた。

しかしながら、今日、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、障害者、女性、いじめ等あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されている。

このため、市民一人ひとりが人権意識の高揚を図り、基本的人権が尊重される差別のない明るいまちづくりを進め、もって、すべての市民が安心して暮らせる「差別のない明るく住みよい福津市」を実現するため、たゆまぬ努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、部落差別をはじめ、障害者、女性、いじめ等あらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)をなくし市民一人ひとりの参加による「人権擁護のまち」の建設を目指し、もって差別のない明るく住みよい福津市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために国及び県と協力して、必要な施策の推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係機関等と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この条例は、平成17年1月24日から施行する。

福津市人権教育・啓発基本計画策定推進会議設置要綱

(平成29年6月23日 告示第101号)

(目的)

第1条 人権教育及び啓発に関し、緊密な連絡調整を行い、もって総合的な施策を策定するため、福津市人権教育・啓発基本計画策定推進会議(以下「計画策定推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 計画策定推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権教育・啓発基本計画の策定に関すること。
- (2) 人権教育・啓発基本計画の推進及び検証に関すること。
- (3) その他人権教育・啓発施策に係る重要な事項に関すること。

(構成)

第3条 計画策定推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、市民部長とする。
- 3 委員は、別表第1の職にあるものをもって充てる。

(会議)

第4条 計画策定推進会議は、議長が召集し、これを主宰する。

- 2 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(連絡会議)

第5条 計画策定推進会議の審議の内、専門的事項の検討及び調整を行うため、福津市人権施策関係担当者連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

- 2 連絡会議は、別表第2に掲げる関係各課の人権関係施策担当職員をもって組織する。
- 3 連絡会議に委員長を置く。
- 4 委員長は、人権政策課長とする。
- 5 委員長は、必要に応じて連絡会議を召集し、これを主宰する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、連絡会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 計画策定推進会議及び連絡会議の庶務は、市民部人権政策課において処理する。

(補則)

第7条 前各条に定めるもののほか、計画策定推進会議の運営について必要な事項は、議

長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福津市人権教育・啓発基本計画策定推進会議

議長	市民部長
委員	総務部理事兼行政経営企画課長
〃	総務課長
〃	地域振興部理事兼郷づくり支援課長
〃	こども課長
〃	福祉課長
〃	いきいき健康課長
〃	高齢者サービス課長
〃	学校教育課長
〃	郷育推進課長
〃	人権政策課長兼男女共同参画推進室長

別表第2（第5条関係）

福津市人権施策関係担当者連絡会議

委員長	人権政策課長
委員	行政経営企画課 行政経営係長
〃	総務課 人事係長
〃	郷づくり支援課 郷づくり支援係長
〃	こども課 子育て支援係長
〃	福祉課 障がい福祉係長
〃	いきいき健康課 健康づくり係長
〃	高齢者サービス課 高齢者福祉係長
〃	学校教育課 教育指導係長
〃	郷育推進課 郷育係長
〃	男女共同参画推進室 男女共同参画係長
〃	人権政策課 人権啓発・市民相談係長

キーワードの解説

1 同和問題

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

2016年（平成28年）12月16日に施行された。全9条からなる法律であり、第1条には、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じており、部落差別は許されないという認識の下で、これを解消することが重要な課題であると規定している。

同和問題啓発強調月間

1983年（昭和58年）に、福岡県が同和問題の真の解決を目指して、県・市町村はもとより、県民挙げての差別をなくす運動を展開するため、7月の一か月間を同和問題啓発強調月間として定めた。

人権週間

国連が世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定められたことを受けて、わが国では12月10日を最終日とする一週間を人権週間として定めた。

えせ同和行為

同和問題は怖いという誤った認識に乗じて、同和問題を口実に、企業・行政機関等に対して違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為をいう。

2 女性の人権問題

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者（パートナー）や恋人などの「親密関係」にある人、またはあった人から振るわれる暴力のことをいう。暴力の種類は、身体的、心理的、経済的、性的など、あらゆる暴力があり、複合的に継続して振るうことで、相手の心身を支配し、恐怖を抱かせる行為をいう。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的

な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示などがある。特に、職場において行われる性的な言動により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること、又は女性労働者の就業環境が害されること。

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等を理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いや同僚・上司などによるいじめや嫌がらせの行為をいう。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、言葉や態度、文書などによって人格や尊厳を傷つけたり、身体的、精神的暴力により職場を退職せざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせたりする行為をいう。

モラル・ハラスメント（モラハラ）

言葉の暴力や相手の存在を無視するなど、人間としての尊厳を傷つける態度などの行為をいう。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働くことにより、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを目指すこと。

3 子どもの人権問題

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年（平成元年）の第44回国連総会で採択された。世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約である。わが国は1994年（平成6年）にこの条約を締結した。

スクールカウンセラー（スクールアドバイザー）

学校での児童・生徒の生活上の諸問題や悩みの相談に応じ、指導助言を行う。また、いじめ問題への対策の一環として、臨床心理士等が中学校へ派遣される。

スクールソーシャルワーカー

学校だけでは対応が困難な事例等に対して、関係機関と調整・連携を図りながら、子どもを取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関とのネットワークを活用して援助を行う。

4 高齢者の人権問題

認知症

認知症は「もの忘れ」と判断力低下が起こる脳の病気である。「アルツハイマー型痴呆」と「脳血管性痴呆」が多く見られる。どちらも脳の機能低下によって記憶障害と判断力低下などの中核症状が見られる。徘徊や妄想は必ず起こる症状ではなく、何らかの理由によって本人が反応している状態で、周辺症状と言われている。

権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけではなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという、本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

成年後見制度

精神上の障害によって判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などを保護するために、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける制度のこと。

5 障がい者の人権問題

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

2016年(平成28年)4月1日に施行された。全26条からなる法律であり、第1条には、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すると規定している。

ノーマライゼーション

高齢者や障害者などハンディキャップを持っても、ごく普通の生活を営むことがで

き、かつ差別されない社会を作るという福祉や教育のあり方を示す基本理念のこと。

ユニバーサルデザイン

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」といった、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限り全ての人の人格と個性が尊重され、自由に社会に参画し生き生きと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念のこと。

6 外国人の人権問題

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

2016年(平成28年)6月3日に施行された。全7条からなる法律であり、第1条には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であり、その解消に向けた取組を推進すると規定している。

ヘイトスピーチ

国籍、民族、宗教など、個人や集団が持つ特徴的要素に対して、差別・偏見に基づく誹謗・中傷を行ったり、暴力や差別をあおるような主張をする表現行為（集会、街頭演説、行進など）をいう。

7 HIV患者／エイズ患者の人権問題

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）

HIVに感染すると、身体を病気から守る免疫系が破壊されて、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすい状態になることをいう。感染力は弱く、感染経路は性行為による感染、血液感染、母子感染の3つのみで、日常生活で感染することはない。治療法も大きく進歩し、早期発見・早期治療により、感染前と変わらない生活が続けることが可能となっている。

エイズ（後天性免疫不全症候群）

HIVに感染することにより、様々な感染症や悪性腫瘍などの病気が発病した状態をいう。

8 その他の人権問題

(1) ハンセン病患者等

ハンセン病

ハンセン病とは、らい菌による感染症による皮膚や末梢神経の病気である。現在は治療法が確立され、早期発見と適切な治療により、後遺症も残さずに完治できる。

(3) インターネットや携帯電話による人権侵害等

インターネット

さまざまなコンピュータネットワークが相互に接続され、情報を受けたり発信したりできる世界的規模のネットワークの総称のこと。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service)

SNSともいう。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

(4) 刑を終えて出所した人

協力雇用主

刑を終えて出所した人を積極的に採用する雇用主のこと。先入観や偏見を持たずに採用することと同時に、他の従業員の理解を得ることも必要となる。

(5) 性的マイノリティの人権

性的マイノリティ (性的少数者)

広く、性的指向が異性愛でない人々や、性自認が誕生時に付与された性別と異なる人々のこと。レズビアン (L：女性同性愛者)、ゲイ (G：男性同性愛者)、バイセクシュアル (B：同性愛者)、トランスジェンダー (T：生まれた時の性別にとらわれずに生きたい人) などの人々 (LGBT) を総称して使うことが多い。

第2期福津市人権教育・啓発基本計画

平成30年3月発行

編集・発行：福津市 市民部 人権政策課

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

TEL：0940-43-8129 FAX：0940-43-3168

E-mail：jinken@city.fukutsu.lg.jp

URL：<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>